

野村信託銀行株式会社

2023

ディスクロージャー誌 2023年3月期
2022年4月1日～2023年3月31日

NOMURA



ごあいさつ

平素より野村信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ございます。

当期の経済環境は、欧米を中心にインフレ抑制を目的とした金融引き締め政策が実施され、利上げによる景気後退懸念から株式相場は軟調に推移し、米国では地方銀行が経営破綻に陥るなど、政策の転換が大きく影響した1年となりました。

日本では、昨年12月に実施した日銀の金融政策決定会合で長期金利の変動許容幅を拡大し、金融緩和政策を修正しました。デフレ脱却を掲げ10年続いた異次元金融緩和政策が、転換点を迎えようとしています。



こうした中、当社は野村グループの一員として、「パブリックに加えプライベート領域への拡大・強化」の実現に向け、グループ各社との連携を強化し、質の高い商品やサービスを提供することによって、ビジネスの拡大を図ってまいりました。

投資信託の受託残高は、受託拡大に向けた営業推進などにより、2023年3月末現在で31兆6,004億円となりました。また、個人のお客様向け商品であるラップ信託に加え、法人のお客様のニーズにお応えした各種信託の受託件数も増加し、信託全体の受託残高は2023年3月末現在で39兆3,293億円と堅調に推移いたしました。融資業務においては、営業推進の強化及び当社の銀行代理店である野村証券との一層の連携強化を継続的に図っており、融資残高は2023年3月末現在で7,982億円となりました。また、相続関連サービスにおいても、取扱い件数を着実に伸ばしており、過去最高の取扱い件数となりました。

こうした活動の結果、当期の業績は、経常利益22億45百万円、当期純利益15億46百万円となりました。

また昨年12月には、持続可能な環境・社会の実現に向け、当社のサステナビリティ方針を定めました。サステナビリティへの取組みにおいて、私たち金融機関にも積極的な役割が期待されています。本方針を軸に、気候変動等の様々な課題への取組みを進めてまいります。

当社では、社員一人ひとりが生産性と創造性を最大限発揮できるよう、ダイバーシティとエンゲージメントを重視しております。多様な価値観を持つ社員が協働することで、お客様の様々なニーズに応え、より付加価値の高いサービスを提供するとともに、社員自身が成長を実感できる働き方を実現するための取組みも進めてまいります。

当社は本年8月に設立30周年を迎えます。ひとえに皆様のご支援、ご愛顧の賜物でありますこと、心より御礼申し上げます。これからも野村グループの一員として、グループ各社との連携をより一層強化し、スピード感をもって新たな価値を創造することで、豊かな社会の創造に貢献していく所存です。

今後とも格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2023年7月

代表取締役社長

岡田 伸一

コーポレートデータ (2023年7月現在)

名 称	野村信託銀行株式会社 The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.
設 立 日	1993年8月24日
資 本 金	500億円
発行株式数	1,400,000株
株 主	野村ホールディングス株式会社 (保有株式数1,400,000株、保有割合 100%)
本 店	〒100-0004
所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号 03-5202-1600 (大代表)

Disclosure 2023

■ ごあいさつ 1	■ 業務の内容 28
■ 事業の展開 2	■ 当社のあゆみ 29
■ 事業の概況 10	■ 銀行代理業を営む営業所一覧 30
■ 内部管理態勢 14	■ 財務データ 31
■ 組織図 26	■ 法定開示項目一覧 96
■ 役員・従業員の状況等 27	

本誌は銀行法第 21 条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2023年7月発行 野村信託銀行株式会社 総合企画部

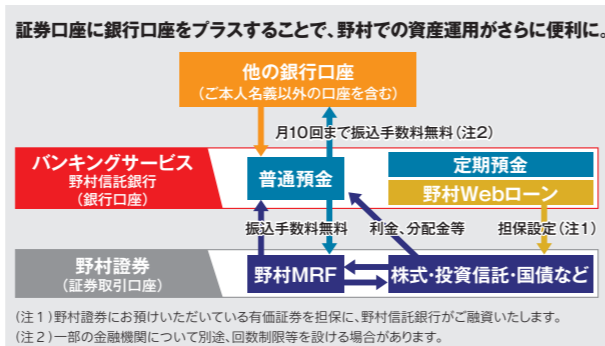
事業の展開

当社は、野村グループの一員として、信託銀行の機能・特性をいかし、グループ各社との連携や独自の商品開発力により、お客様の多様なニーズにお応えします。

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

＜バンキングサービス（普通預金・定期預金）＞

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村証券が提供するオンラインサービスをご利用の個人のお客様向けに、インターネットを通じてサービスを提供しております。野村証券の証券取引口座に、銀行口座をプラスすることで、野村での資産運用・資産管理がさらに便利になります。



＜野村Webローン＞

野村Webローンは、野村証券にお預けいただいている有価証券等(株式、投資信託、国債等)を担保とするローンです。

野村Webローンとは

有価証券担保ローン お持ちの国内株式・投資信託・国債、外国株式、外国債券などを 売却せず にお借入れ可能です。 株主優待や配当金もそのままお受け取り いただけます。	お借入額 10万円～ 1億円 担保評価額の範囲内で借入極度額(50万円以上)をご指定いただけます。 ※5,000万円超のお借入れには、野村信託銀行所定の銘柄の担保設定が必要です。	ご利用資格 満18歳以上 80歳未満 勤続年数やご年収などの条件はございません。保証人も不要です。
---	--	---

野村Webローンの魅力

おトクな金利 年 1.5% (2023年7月1日現在、変動金利) + 初回お借入特典 30日間お利息実質0円	使いみちは原則自由 不動産の購入やリフォーム、車の購入、納税資金などさまざまなシーンにご利用いただけます。	ネットで簡単お手続き ご契約、お借入れ、ご返済まで、インターネットバンキングの専用ページからお手続きいただけます。	返済は好きなタイミングで ご返済は随時可能です。定期的な元本の返済日はございません。また、元本の返済は1円から可能です。
--	---	---	--

※最新の金利は、野村信託銀行のホームページにてご確認ください。 ※一部の資金用途にご利用いただけません。

ご注意事項

- 当社の判断で個別銘柄について担保不適格とする場合があります。個別銘柄の担保適否につきましては、野村証券のお取引店又はバンキングサービスサポートダイヤルにお問い合わせください。
- 野村ファンドラップ・野村SMA(エグゼクティブ・ラップ)、外国株式、外国債券の担保設定のお手続きには専用の書面(野村証券のお取引店にて用意しております)が必要です。また、手続き完了まで10営業日程度を要する場合があります。
- 資金用途は原則自由です。但し、事業性資金(独立・新規開業資金や運転資金、設備資金等を指し、個人が事業として行う場合の賃貸用不動産の取得等にかかる資金も含まれます)、野村証券取扱の募集・売出し有価証券の購入資金、野村SMA・野村SMA信託・野村ファンドラップ・ラップ信託の契約資金、野村証券取扱の保険商品の契約資金にご利用いただくことはできません。
- ご契約にあたっては当社所定の審査があり、お借入れいただけない場合があります。
- 「野村Webローン」の詳細は商品概要説明書にてご確認ください。商品概要説明書は野村証券の本・支店にご用意しております。

サービス概要・商品に関するお問い合わせ

バンキングサービス サポートダイヤル

0120-65-0109

平日 8:40~17:10 (土・日・祝日、年末年始を除く)
 ※ご利用の際は、電話番号をお間違えないようご注意ください。

※銀行代理店である野村証券が受付いたします。
 ※預金のお申込みや残高照会、お取引内容等についてのご質問は、野村証券のお取引店へお問い合わせください。

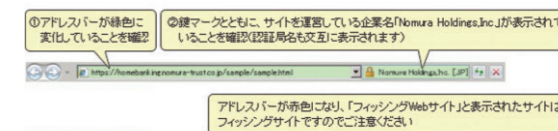
安全なお取引のために

当社では、インターネットバンキングをより安全にご利用いただけるよう、様々なセキュリティ対策を実施しております。

＜インターネット通信における暗号化＞

お客様との通信においては、SSLによる暗号化技術を採用し、お取引の情報が盗取されたり改ざんされたりすることを防止しております。また、安全なWEBサイトにアクセスするとブラウザのアドレスバーが緑色に変わる「EV SSL サーバ証明書」を導入しております。これにより、当社のWEBサイトを巧妙に装った偽サイトとの違いを、より分かり易く見分けることができます。

●インターネットバンキングのアドレスバー



＜複数の認証方法導入＞

取引サイトにログインする際は、「合言葉認証」を導入しております。また、お振込みや振込限度額変更などの大切なお取引の際には、「取引パスワード」の入力に加え、「認証カード」に記載された「認証番号」の入力を要求する認証方法を導入しております。さらに「認証カード」に替えて、よりセキュリティの高いワンタイムパスワードのご利用も可能です。ワンタイムパスワードは1回限り有効なパスワードですので、万が一、取引パスワード等が第三者に知られたとしても、不正送金等の被害を防止することができます。複数の認証機能を設けることにより、第三者による不正取引を防止し、より安全なお取引いただくことができます。

●インターネットバンキング「認証カード」



●ワンタイムパスワード

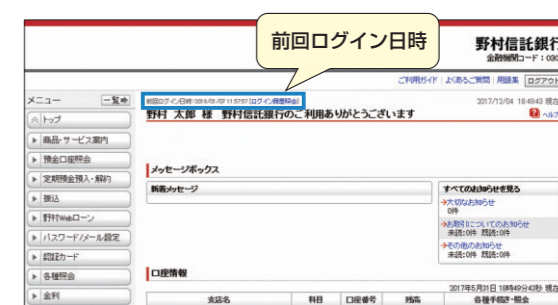


※PCサイト表示例。スマートフォンサイトは表示が異なります。

＜ログイン履歴の表示＞

インターネットバンキングのトップ画面に、前回のログイン日時を表示しています。また、ログイン履歴照会画面にお進みいただくと、過去のログイン日時(直近の20件)をご確認いただくことができます。定期的にログイン履歴をご確認いただくことで、第三者による不正なログインの早期発見につながります。

●インターネットバンキング トップ画面



＜メール通知サービスと電子メールへの電子署名付与＞

お振込みなどのお取引が行われた際に、お取引の内容をメールにて通知するサービスをご利用いただくことができます。メール通知をご確認いただくことで、万一不正操作が行われた場合でも速やかに検知することができます。また、電子メールを悪用するフィッシング詐欺の対策として、野村信託銀行から送信する電子メールには電子署名を付与しております。これにより、電子メールの送信者が当社であることをご確認いただくことができます。

●ソフトウェアキーボード



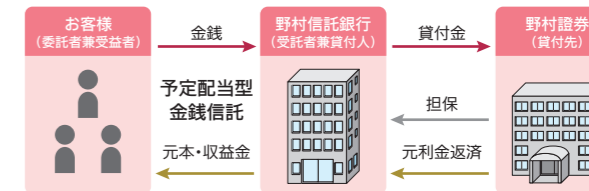
＜ソフトウェアキーボードによるパスワード漏えい防止＞

ウイルスなどの悪意のあるソフトウェアが、お客様のキーボード操作を第三者に転送してしまうことを防ぐため、画面上に表示されるソフトウェアキーボードをご利用いただくことで、マウス操作によって「取引パスワード」及び「認証番号」を安全に入力いただくことができます。

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

＜Regista(予定配当型金銭信託)＞

「Regista」は、当社が受託者となる予定配当型金銭信託です。お客様からお預かりした信託金を、当社が他の信託財産と合同で、主として野村証券に対し一般に公正妥当と認められる市場金利による貸付金として運用します。貸付にあたり、野村証券から担保を受け入れます。



事業の展開

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

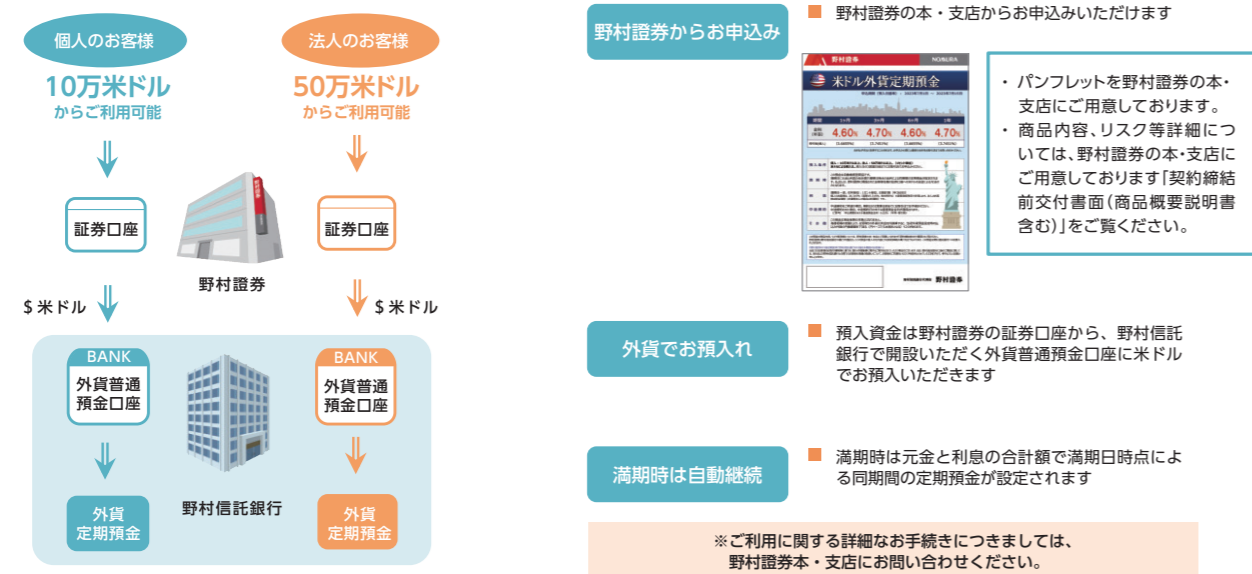
<外貨預金（銀行代理店用）>

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村証券を通じて、魅力的な金利の米ドル外貨定期預金およびトルコリラ外貨定期預金をご提供しています。

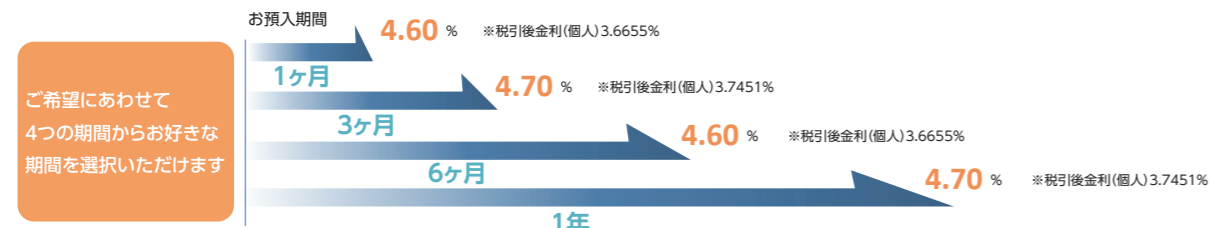
米ドル外貨定期預金の場合、個人のお客様はお預入金額10万米ドルから、法人のお客様はお預入金額50万米ドルからそれぞれご利用可能で、余裕資金の運用などにご活用いただけます。

トルコリラ外貨定期預金の場合、個人および法人のお客様ともに3万トルコリラからご利用いただけます。

■ ご利用の流れ（米ドル外貨定期預金の場合）



■ 魅力的な金利をご提供（米ドル外貨定期預金の場合）



■ 商品概要

ご利用いただける方	個人及び法人のお客様
預入条件	(米ドル外貨定期預金) 法人：50万通貨単位以上、個人：10万通貨単位以上(1補助通貨単位) (トルコリラ外貨定期預金) 原則3万通貨単位以上(1補助通貨単位) お預入れには、預入日の3営業日前までに野村証券のお取引店でお申込みください。 (ただし、トルコリラ外貨定期預金に申込期間が定められている場合は、申込期間以内にお申込まなければならない場合がございます。)
満期時	この預金は自動継続型商品です。 満期日に元金と利息の合計額で満期日時点の金利による同期間の定期預金が設定されます。払出しは、野村証券に開設されたお客様名義の証券口座への送金による方法のみとなります。
利息・税金の概要	満期一括、付利単位：1補助通貨単位、日割計算(年360日) 個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉徴収税率で計算します。法人のお客様は総合課税(非課税法人の場合は非課税)です。
中途解約	中途解約をご希望の場合、米ドル外貨定期預金は解約日の2営業日前まで(トルコリラ外貨定期預金は解約日の3営業日前まで)に野村証券のお取引店でお手続きください。中途解約された場合、中途解約日の各普通預金金利が適用されます。 (ご参考) 2023年7月1日現在 米ドル普通預金金利 0.02%(年率・税引前)、トルコリラ普通預金金利 0.02%(年率・税引前)
その他	この預金は預金保険の対象とはなりません。

■ リスクについて

外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<ラップ信託>

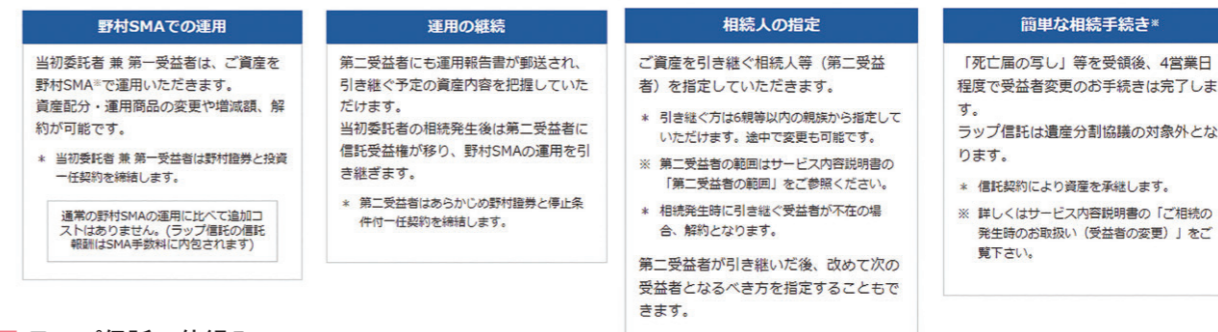
長期運用いただきながら、大切な方へ資産をのこすサービスです。万一のときには、あらかじめ指定していただいた方にそのまま運用を引き継ぐことができます。

2018年1月にサービスを開始して以降、ご自身の運用をまとめてわかりやすく管理しながら、相続が発生した場合には相続人の方々の手続きを軽減できるサービスとして評価いただいております。2020年9月からは提携銀行を代理店としてのサービス提供も開始しております。

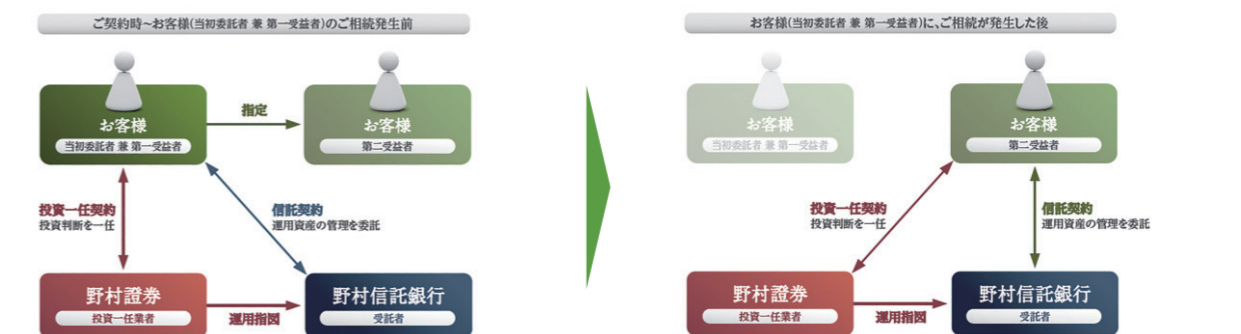
運用状況は財産を引き継ぐ方にもお伝えいたしますので、承継前より財産の内容をお知りいただけます。

またご自身の資産運用として自由に増額や一部解約、運用商品の変更をすることもできます。

■ ラップ信託の特徴



■ ラップ信託の仕組み



■ 相続発生前

- 野村証券は、当初委託者兼 第一受益者との投資一任契約に基づき、投資判断をおこないます。
- 野村信託銀行は、当初委託者兼 第一受益者の財産を管理し、野村証券からの指図に基づき、専用投資信託を売買します。
- 当初委託者兼 第一受益者にはラップ信託契約ごとに資産を引き継がれるご相続人等(第二受益者)を1名指定していただけます。
- 運用資産を引き継がれるご相続人等(第二受益者)には、あらかじめ、野村証券と停止条件付投資一任契約を締結していただけます。

■ 指定指図人について

委託者は、受託者所定の方法により、第二受益者を指定指図人として指定することができます。委託者について成年後見開始や任意後見監督人の選任をお届いただいた場合、指定指図人は一部の契約変更※にかかる代理権を行使できます。
※全部解約、一部解約(減額)、資産クラス・個別運用商品の変更

■ 料金について（2023年7月1日現在）

ラップ信託の料金は、野村SMAにかかる投資一任報酬とSMA報酬(野村信託銀行の信託報酬(信託報酬計算基準額に0.22%(税込み・年率)を乗じた金額)を含む)の合計額となります。投資一任報酬は最大で運用資産の0.110%(税込み・年率)、SMA報酬は最大で運用資産の1.540%(税込み・年率)となります。このほかに投資信託では運用管理費用(信託報酬)(最大で信託財産の4.00%(概算)(税込み・年率))、信託財産留保額(最大で信託財産の0.5%)、その他費用をご負担いただきます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。

なお、上記の投資一任報酬、SMA報酬等は、あくまで最大の料率を表示しておりますので、お客様のご負担になる実際の料率に関しましては、お客様が採用されるプランに係る投資提案書等をご参照ください。

■ リスクについて

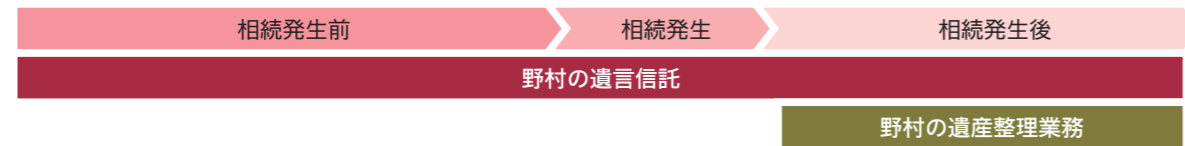
信託財産の運用により生じた利益・損失はすべて受益者であるお客様に帰属します。信託財産は、野村SMA投資一任契約に基づき、専用投資信託への投資を通じて運用をおこないますので、投資元本が保証されているものではありません。詳しくは、お客様向け資料、契約締結前交付書面及び目録見書をよくお読みください。

野村証券は野村信託銀行の信託代理店として信託契約の締結の媒介をおこないます。

事業の展開

野村の相続関連サービス

野村信託銀行では2つの相続関連サービスを提供しております。「野村の遺言信託」は、遺言書の作成のご相談から遺言書の保管、遺言の内容等に関する定期的な照会、遺言の執行に至るまで、相続を幅広くお手伝いさせていただきます。「野村の遺産整理業務」は、相続手続きに不慣れな方や時間に余裕のない方等のために、手続きを円滑に進めるお手伝いとアドバイスをさせていただきます。



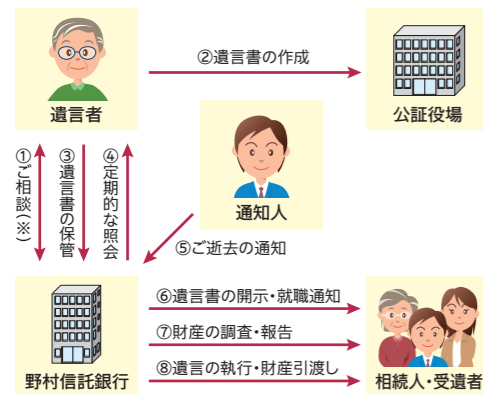
野村の遺言信託

～あなたの想いを「かたち」にして大切な方へつたえるお手伝いをいたします～

野村の遺言信託は、遺言書の作成のご相談から相続発生後の遺言の執行までのお手続きをトータルにサポートさせていただくサービスです。

お客様の遺言書作成のご検討に際し、遺言書の内容についてのご相談をお受けし、遺言書作成をサポートいたします。作成された公正証書遺言の正本を野村信託銀行が相続開始までの間お預かりし、推定相続人・受遺者や財産の変動、配分方法の変更等、遺言の内容に関してお客様へ定期的に照会させていただきます。遺言者のご逝去された後、相続人・受遺者に対し、保管している遺言書を開示いたします。遺言執行者就職後、遺言執行の対象となる財産の調査を行い、調査結果に基づき「遺言執行対象財産目録」を作成し、相続人・受遺者へ交付いたします。遺言書に従って、名義変更・換価換金処分を行い、相続人・受遺者へ相続財産の分配、引渡しを実施いたします。すべての執行手続きが完了した時点で、遺言執行完了の報告をいたします。

野村の遺言信託の流れ



- ①ご相談(※)……… 推定相続人・受遺者、対象となる財産を確認の上、遺言書の内容についてのご相談をお受けいたします。
 - ②遺言書の作成 …… お客様には、公証役場にて当社を遺言執行者に指定した公正証書遺言を作成していただきます。
 - ③遺言書の保管 …… 公正証書遺言の正本を相続開始までの間お預かりいたします。
 - ④定期的な照会 …… 財産や推定相続人・受遺者の変動、配分方法等、お預かりしている遺言の内容に関して、当社から定期的に照会させていただきます。
 - ⑤ご逝去の通知 …… 遺言者のご逝去された場合、予めご指定いただいた通知人の方から、野村信託銀行にご連絡をいただきます。
 - ⑥遺言書の開示 …… ご逝去の通知を受けて、相続人・受遺者に対し、保管している遺言書を開示し、遺言執行者に就職する旨を通知いたします。
 - ⑦財産の調査 …… 財産の調査を行い、調査結果に基づき「遺言執行対象財産目録」を作成し、相続人・受遺者へ交付いたします。
 - ⑧遺言の執行 …… 遺言書に従って相続財産の名義変更・換価換金処分を行い、相続人・受遺者へ相続財産の分配、引渡しを実施いたします。
- (※)野村證券を代理店としてサービスを提供しております。

野村の遺産整理業務

～相続手続きのお手伝いをいたします～

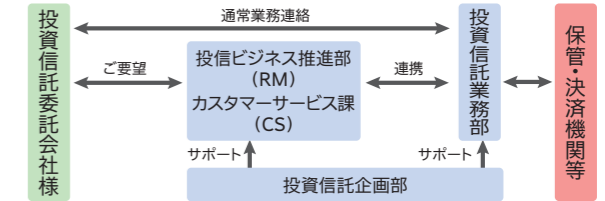
野村の遺産整理業務では、相続が発生した相続人様に相続財産の概要や遺言の有無等をお伺いし、相続手続きに必要な書類や相続手続きの概要、スケジュール等についてアドバイスいたします。最初に、相続人の皆様に被相続人と相続人全員の戸籍・除籍謄本等を取得していただき、法定相続人を確定いたします。その後、被相続人の財産を調査し、「遺産整理対象財産目録」を作成・交付の上、相続人の皆様に遺産分割協議書を作成していただきます。遺産分割協議書作成にあたってはご希望に応じてお手伝いをさせていただきます。遺産分割協議書に基づき、預貯金、有価証券等の財産の名義変更手続きや換価換金処分等を行い、遺産分割の手続きをいたします。

投資信託受託業務

野村グループの信託銀行として設立されて以来、当社は証券系信託銀行としての特色を活かした業務展開を図ってまいりました。近年、投資信託においてもデリバティブの活用をはじめ、運用の多様化・複雑化が進んでいますが、お客様の運用ニーズに応じ、幅広い投資対象や運用スキームへの受託態勢を整えております。また時々のトレンドを捉えた新しいファンド組成事案に対しても、受託銀行としてファンドの業務構築に積極的に取り組んでおります。これまでの豊富な経験と実績に裏付けられた業務体制のもとで、これからもお客様のご要望を着実に実現してまいります。

組織・体制

当社は受託業務を資産管理銀行に再信託することなく、自社内で全ての信託財産管理を完結させることで、円滑で堅確な事務処理を実現しております。またお客様の窓口として、新規ビジネス案件等をご提案する「リレーションシップマネージャー」(RM)と、既存案件のケアやサポートを担当する「カスタマーサービス」(CS)を配置し、新規ファンドや新しい運用スキームのご検討など、お客様の多様なニーズに対して迅速かつきめ細かいサポートを実現しております。



専門的な情報提供の充実

当社では【NTB Information】と題して投資信託委託会社の皆様への情報発信を行っております。海外の税務、休日情報等、日常実務やビジネスの推進に役立つ情報を、タイムリーにお届けしております。また、グループ会社、ならびに社内外の講師による国内外のアセットマネジメント業界の動向、制度や投資規制に関するセミナーを適宜開催し、ご好評をいただいたコンテンツにつきましては、投資信託委託会社の皆様に対して、個別勉強会の開催も行っております。

安定した基幹システムの採用

野村総合研究所が開発した“T-STAR/TX(受託版)”(投資信託基準価額計算システム)を投資信託管理の基幹システムとして採用しております。これにより、安定的かつスピーディな基準価額算出を実現し、制度変更が発生した場合においても、投資信託委託会社の皆様とスムーズな対応を取ることが可能となっております。

新しいサービスのご提供

当社では独自の提携先を活用した、グローバルベースでのマージンコール管理に対応できる店頭デリバティブ証拠金管理体制を構築しており、投資信託委託会社様の業務の効率化に貢献させていただいております。また、投資信託市場において、国内債券だけでなく外国債券を用いたレンディングスキームに対応できる体制を構築しており、投資信託委託会社様の運用パフォーマンス向上の一助とさせていただきます。

業務品質向上への取組み

事務の堅確性・効率性向上のため、体制面、システム面、管理面で様々な取組みを行っております。

これまでの主な取組み(対応中の案件を含む)

- ・信託CLS決済への対応
- ・グローバルな決済サイクル短縮化に向けた対応
- ・基幹システム・決済システムのSTP化推進
- ・一者計算実現に向けた検討
- ・デリバティブ・証拠金管理体制の強化
- ・制度変更・税務関連等にかかる情報配信の拡充
- ・ETF設定・交換制度対応(プラットフォーム、清算制度)
- ・RPAの導入やデジタル化等による業務効率化

先進国・新興国を含め70ヶ国以上の市場に対応

当社の強みの一つは、外国投資への対応力です。主要市場はもとより、新興国市場においても早くからカスタディアン・ネットワークの構築を進めており、現在では約70ヶ国の市場をカバーしております。特に新興国市場に関しては、国内からの投資実績のない市場を含め、現地の税制度や市場慣行の情報収集や調査、投資を行う上での業務課題の洗い出しや検討を行い、お客様に対して業務フローのご提案・ご説明を行っております。カスタディアンの選定に当たっては、お客様の運用ニーズや投資特性に合わせて最適なカスタディアンをご提案しております。また、当社が契約するすべてのカスタディアンに対して、毎年定期的な現地実査等と評価を行い、必要に応じて改善策の検討要請を行うなど、海外における資産保全の確実性を確かなものとする態勢をとっております。

外国籍投資信託関連業務

野村グループの一員であるノムラバンク(ルクセンブルグ)S.A(以下「NBL」と略します)並びにその関連会社では、国内のお客様向けに【外国籍投資信託の財産管理サービス】を提供しております。当社は、NBLとの業務委託契約のもとで、当該サービスのご紹介やお客様への様々な情報提供を行っております。また、当社内には国内のお客様の窓口として「NBL東京デスク」を設置し、スピーディにお客様の日々の業務をサポートしております。

サステナビリティへの取り組み

<野村グループにおけるサステナビリティ>

■ 野村ホールディングス サステナブルな社会の実現に向けて

野村グループは、2025年に向けた経営ビジョンとして「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を掲げ、サステナビリティを経営戦略と捉え、さまざまな取り組みを戦略的に進めています。当社ではサステナビリティの取り組みを、事業活動を通じお客様やステークホルダーのサステナビリティへの取り組みをサポートするという「For Our Clients」、当社自身がサステナブルな存在であり続けるための活動を促進していくという「For Our Society」という大きな2つの軸で捉え、それらを必要に応じて連携させることで、取り組みの深化・高度化を進めています。幅広いステークホルダーとのパートナーシップで、さまざまな社会課題の解決につながる力を高め、野村グループはサステナブルな社会の実現に向けた歩みを加速していきます。

For Our Clients

経済の血液ともいわれる金融は、良好な環境・社会の維持に貢献する資金の流れを生み出すために不可欠です。野村グループはグローバルに証券業務や投資銀行業務に携わる金融サービスグループとして、グリーンボンドやソーシャルボンドなどの引受、サステナビリティ分野におけるM&Aアドバイザリーサービスの提供、ESG/SDGs関連の投資商品の提供によるサステナブルな資金循環の創出、事業承継や地方創生、農業・医療分野でのイノベーション推進などさまざまな角度で社会課題解決のためのソリューションを提供しています。

For Our Society

サステナビリティへの取り組みをサポートする金融グループとして、当社自身もサステナブルな存在であり続けるため、環境負荷低減やガバナンスの高度化、適切な情報開示にも、積極的に取り組んでいます。2021年には脱炭素社会の早期実現に向け、2030年までに当社の拠点で排出する温室効果ガス排出量のネットゼロ達成、および2050年までに投融资ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を目指すことを表明しました。

<野村信託銀行のサステナビリティ方針・SDGsへの貢献>

野村信託銀行株式会社は、野村グループの信託銀行として、「金融資本市場を通じて、豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命に基づき、持続可能な環境・社会の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、当社におけるサステナビリティに関連する活動の原則として、本方針を定めます。

■ 基本的な考え方

野村グループは、創業者である野村徳七の時代から連続と続く「創業の精神」を基礎とした『野村グループ企業理念』にも明記されている「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命および「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」という経営ビジョンのもと、それぞれが、挑戦・協働・誠実という価値観に基づき、横断的に連携し、グループの総合力を最大限発揮することで、お客様ははじめすべてのステークホルダーの期待・ニーズに応えるとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、野村グループは、サステナビリティに関連する活動の方向性、および環境や社会的リスクに対してどのように対応していくかについて、ステークホルダーの皆様と共有し、持続可能な環境・社会の実現を一層推進していくことを目的として、『野村グループサステナビリティ・ステートメント』を制定しています。

当社においても、野村グループの一員として、グループ各社との連携を強化し、スピード感をもって質の高い商品やサービスを提供することにより、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

取り組みにあたっては、経営陣によるサステナビリティの重要性に対する十分な認識の下、野村グループの方針等や重要課題（マテリアリティ）を踏まえ、実施してまいります。

また、当社では様々なバックグラウンドや価値観を持つ社員が、それぞれの個性や能力を各々のビジネスの現場で遺憾なく発揮し、変革に挑戦できるよう、働き方改革やダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの取り組みをはじめとする各種の取り組みについても進めてまいります。

■ 重要課題（マテリアリティ）

野村グループは、2025年に向けた経営ビジョン「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を進めていくうえで重点的に取り組むべき事項として、「野村グループ経営の重要取り組みテーマ（マテリアリティ）」を策定しています。

このうち、当社において特に重要性の高い課題を特定し、グループとして目指す姿を踏まえ、取り組みを進めてまいります。

野村グループの重点取り組みテーマ

【事業活動を通じた社会課題への取り組み】	<p>お客様の状況に応じたサービスの提供、金融サービスへのアクセスポイントの多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティングサービスの多様化 ・多様な資金調達手段の提供 <p>サステナブルな社会の実現をサポートする金融サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任投資の実践 ・GFANZの枠組みに基づく取り組みの推進 <p>少子化・長寿化に対応したサービスの開発/提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な資産承継・事業承継をサポートするサービスの強化
【経営基盤強化の取り組み】	<p>人的資本の充実、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材の登用 ・従業員エンゲージメントの向上 <p>(多様な働き方を可能とする制度の整備・周知、マネジメントと従業員との積極的なコミュニケーションの実施)</p>

■ 推進体制

野村グループでは、経営レベルであらゆるサステナビリティの取り組みにかかわる意思決定を行うことにより、グループ全体の持続的成長に欠かすことができない社会課題の解決に資することを目的に、グループCEOを委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。

当社においても、経営陣によるサステナビリティに係る取り組みの重要性に対する十分な認識の下、「サステナビリティ委員会」を設置し、当社における推進体制整備や全社における具体的な活動に取り組んでいます。

委員会は、「サステナビリティ推進責任者」として任命したコーポレート担当役員を委員長とし、委員長が指定する役員または部長の長、もしくは当該部長の「サステナビリティ担当」を委員として構成しています。委員会の活動にあたっては、グループのサステナビリティ関連部署との情報共有その他の連携を適切に実施するとともに、サステナビリティに係る研修等の実施により、社内の意識醸成ならびに人材育成を図ってまいります。委員会の活動内容は取締役会および経営会議に報告します。

■ エンゲージメント

当社は、本方針の目的を達成するため、ステークホルダーの皆様との対話等により、取り組みの共有を実施してまいります。また、本方針の実践においては、グループの企業理念を基本観とします。

■ 改定

当社は、外部環境の変化やステークホルダーの皆様との対話等を適切に反映するため、本方針の内容を必要に応じて改定いたします。

■ SDGsへの貢献

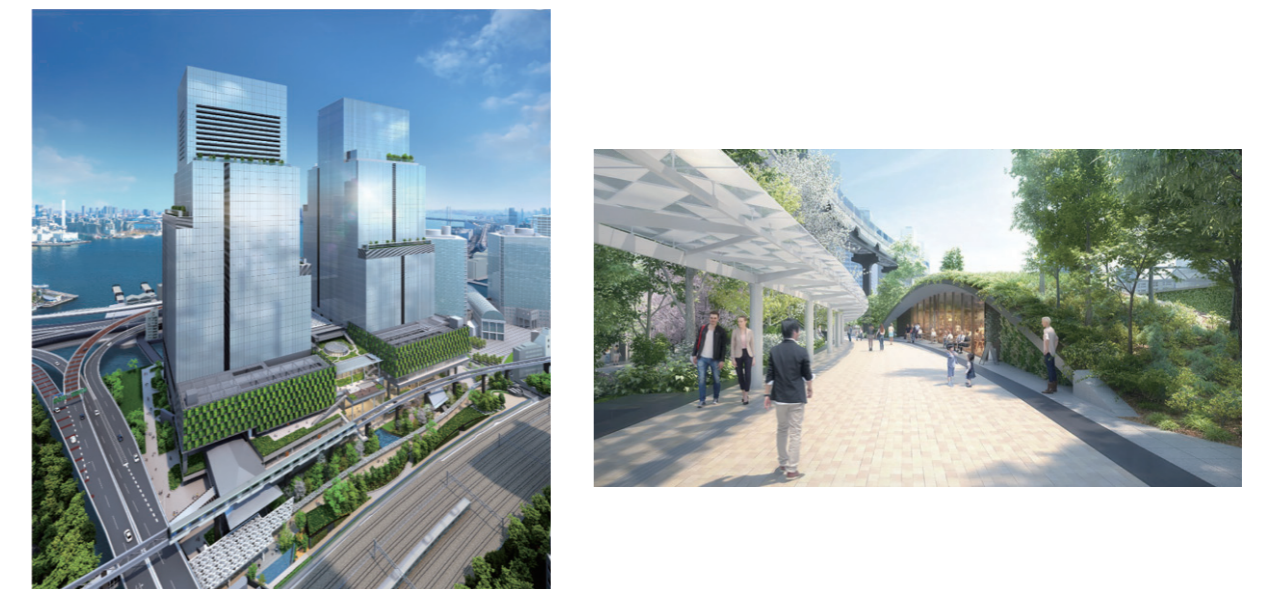


<野村信託銀行のサステナブル・ファイナンス実績>

野村不動産ホールディングス株式会社（本社：東京都新宿区）が国内初の取り組みとして構築した「包括型 サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク」に当社が相対で参画し、2022年8月に当社初のサステナブル・ファイナンスを実行しました。

なお、当該ファイナンスは2019年度対比で2030年までにCO₂の35%削減をサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットとするローンとなっています。

【野村不動産株式会社が手掛ける芝浦プロジェクト完成予想図】



事業の概況

■ 主要な経営指標

■ 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期
損益の状況					
経常収益	24,810	24,127	25,289	27,946	31,400
業務純益	2,093	580	845	5,019	2,393
実質業務純益	2,093	1,062	845	4,818	2,463
コア業務純益	1,691	1,439	△ 705	5,138	6,725
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	1,728	1,438	△ 630	5,224	6,725
経常利益	2,096	590	1,102	3,612	2,245
当期純利益	1,359	231	743	2,345	1,546
資産・負債及び資本					
資本金	35,000	35,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数(千株)	800	800	1,400	1,400	1,400
純資産額	61,575	57,228	90,469	88,878	89,556
総資産額	1,475,334	1,399,316	1,605,548	1,640,057	1,923,274
預金残高	981,328	864,999	931,671	1,027,863	1,172,191
貸出金残高	601,520	535,517	604,302	712,980	798,222
有価証券残高	489,558	489,779	432,409	487,554	325,974
1株当たりの情報					
1株当たり純資産額(円)	76,969	71,535	64,620	63,484	63,968
1株当たり配当額(円)	840	—	265	835	550
1株当たり当期純利益(円)	1,699	289	549	1,675	1,104
配当性向(%)	49.43%	—	49.90%	49.82%	49.80%
従業員数(人)	460	484	489	505	536
単体自己資本比率(%)	16.99%	15.76%	19.00%	15.80%	19.92%
自己資本利益率(%)	2.22%	0.38%	1.00%	2.61%	1.73%
信託財産の状況					
信託報酬	9,042	9,406	10,302	12,074	12,680
信託財産額	21,673,956	22,963,542	31,162,421	38,874,173	39,329,306
信託勘定貸出金残高	319,181	289,761	305,881	358,184	328,134
信託勘定有価証券残高	2,785,713	3,115,012	4,297,458	4,831,364	5,493,243

1. 損益の状況

損益の状況につきましては、役員取引等収支が前年同期比14億80百万円増加し、資金収支が前年同期比8億20百万円増加しましたが、その他業務収支が前年同期比50億49百万円減少したことにより、業務粗利益は前年同期比21億42百万円減少し188億10百万円となりました。経費の増加等もあり業務純益は減少し23億93百万円となりました。この結果、経常利益は22億45百万円となり、当期純利益は15億46百万円となりました。

■ 利益総括表

(単位:百万円)

項目	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	前期比増減
業務粗利益	16,367	16,545	16,909	20,952	18,810	△ 2,142
信託報酬	9,042	9,406	10,302	12,074	12,680	605
資金収支	6,986	6,375	3,542	3,929	4,750	820
役員取引等収支	1,329	1,425	1,378	3,462	4,942	1,480
その他業務収支	△ 992	△ 662	1,685	1,485	△ 3,563	△ 5,049
一般貸倒引当金繰入額(△)	—	482	—	△ 200	70	270
経費(臨時的経費を除く)(△)	14,273	15,482	16,064	16,133	16,346	213
人件費(△)	5,236	5,623	5,969	6,228	6,410	182
物件費(△)	8,466	9,100	9,124	9,041	9,088	47
税金(△)	570	758	970	863	846	△ 16
業務純益	2,093	580	845	5,019	2,393	△ 2,626
臨時損益	2	9	257	△ 1,406	△ 147	1,259
うち貸出金償却	—	—	—	0	—	0
うち債権売却損益	△ 1	—	—	—	△ 164	△ 164
うち株式等売却損益	—	—	—	4	—	△ 4
うち貸倒引当金戻入益	142	—	292	—	—	—
うち個別貸倒引当金繰入額(△)	—	—	—	1,373	△ 15	△ 1,389
経常利益	2,096	590	1,102	3,612	2,245	△ 1,366
特別利益	38	11	20	35	19	△ 16
その他の特別利益	38	11	20	35	19	△ 16
特別損失(△)	65	64	7	280	0	△ 280
固定資産処分損(△)	65	55	7	0	0	0
減損損失(△)	—	9	—	—	—	—
その他の特別損失(△)	—	—	—	279	—	△ 279
税引前当期純利益	2,068	536	1,116	3,368	2,265	△ 1,102
法人税、住民税及び事業税(△)	583	775	1,882	4,481	2,673	△ 1,808
法人税等調整額(△)	126	△ 470	△ 1,509	△ 3,459	△ 1,953	1,505
法人税等合計(△)	709	305	372	1,022	719	△ 302
当期純利益	1,359	231	743	2,345	1,546	△ 799

事業の概況

2. 信託財産の状況

信託財産の状況につきましては、特定金銭信託の受託残高が前期末比4,979億円増加し2兆9,333億円、金銭信託以外の金銭の信託の受託残高が前期末比1,702億円増加し7,092億円となりました。

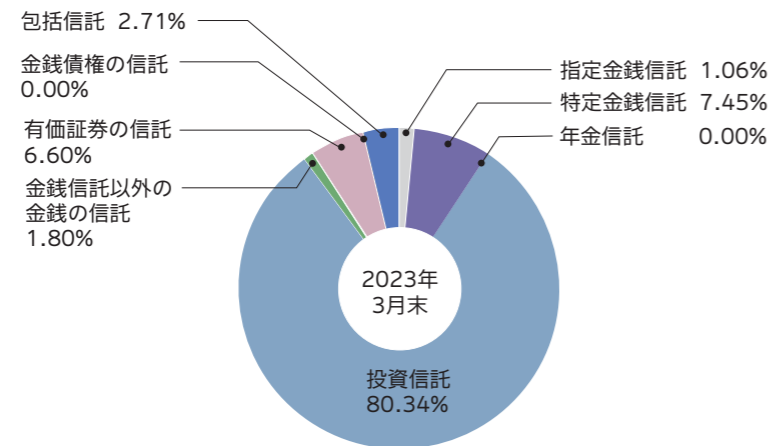
全体では、前期末比4,551億円増加し、39兆3,293億円となっております。

■ 信託財産残高表

(単位：百万円)

負債	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末
指定金銭信託	493,681	419,831	424,416	448,912	418,450
特定金銭信託	1,578,833	1,807,546	2,118,286	2,435,357	2,933,316
年金信託	1,041	911	924	812	819
投資信託	17,319,480	18,040,589	24,921,759	31,855,479	31,600,417
金銭信託以外の金銭の信託	252,469	317,916	373,622	538,971	709,239
有価証券の信託	1,064,651	1,404,928	2,344,634	2,530,131	2,599,658
金銭債権の信託	3,719	3,061	2,288	1,579	1,519
包括信託	960,077	968,757	976,488	1,062,929	1,065,884
合計	21,673,956	22,963,542	31,162,421	38,874,173	39,329,306

■ 信託財産の割合



3. 自己資本の状況

自己資本の状況につきましては、2023年3月末の自己資本比率が19.92% (国内基準) となっており、健全な水準を維持しております。

■ 単体自己資本比率 (国内基準)

(単位：百万円)

項目	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末
コア資本に係る基礎項目 [A]	61,344	62,058	92,137	93,114	93,960
コア資本に係る調整項目 [B]	4,531	5,852	5,117	4,092	3,643
自己資本 [C] (= [A] - [B])	56,813	56,205	87,020	89,022	90,317
リスク・アセット					
資産(オン・バランス)項目	291,400	306,546	403,221	503,339	401,103
オフ・バランス取引項目	7,617	12,331	13,461	14,182	7,568
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3,416	5,733	9,280	10,246	4,521
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	31,935	31,960	31,941	35,577	39,989
計 [D]	334,370	356,571	457,905	563,346	453,182
自己資本比率(国内基準) (= [C]/[D] × 100)	16.99%	15.76%	19.00%	15.80%	19.92%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づいて算出しております。

主要業務の業績

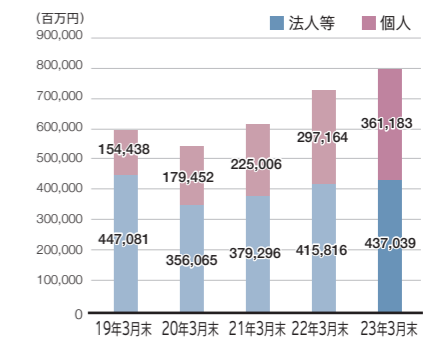
<貸付業務>

当社は、法人等向け貸出に加え、「バンキングサービス」を通じて提供している有価証券担保ローンサービス「野村Webローン」等を通じて、個人のお客様にも広く貸出を行っております。

当期末の貸出金残高の合計は、7,982億円となっております。

また、リテール向け貸出金残高の合計は、1,229億円となっております。

■ 貸出金残高



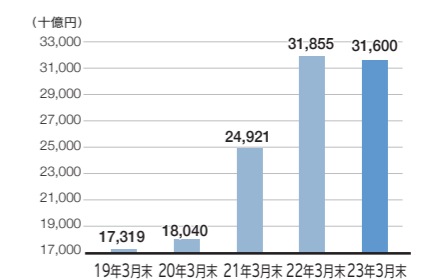
(注) 法人等には、信託勘定向けの貸出も含まれます。

<投資信託の受託業務>

投資信託の受託残高につきましては、31兆6,004億円となりました。

また、米国公認会計士協会による保証業務基準書第18号(SSAE18)に基づく、独立監査法人による監査において、適正意見を取得し、事務品質の向上に努めております。

■ 投資信託受託残高



■ 経営体制

当社は、野村グループの信託銀行として、野村ホールディングスの統一された戦略の下で経営を行っております。当社は、野村グループのビジネス・ラインを踏まえた上で、効率的な業務運営を実現するための経営体制を構築し、さらに役員及び社員に「野村グループ行動規範」の遵守を徹底することで、法令諸規則に照らして適切な経営を推進しております。

当社は、監査等委員会設置会社であります。経営に関する重要事項を決議・承認する機関として取締役会を設置し、取締役会が経営の基本方針や業務執行取締役の職務分掌及び指揮命令関係等を決定するとともに、業務執行に係る決定権限を業務執行取締役である代表取締役社長に委任することで意思決定の迅速化を図っております。

また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が業務執行に係る監査を行うことで、経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性の向上を図っております。

さらに、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関として代表取締役社長を議長とする経営会議を定期的開催し、スピード感のある業務執行が行われる体制を敷いております。

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、外部監査法人及び社内組織を活用して、業務運営や取締役及び執行役員の職務執行の適法性・妥当性・効率性について、監査を行っております。監査の方法、経過及び結果については、定期的に取り締役に報告を行っております。また、必要に応じて野村ホールディングスの監査委員会と連携することとしております。さらに、監査等委員会及び非業務執行取締役の職務を補助するため、業務執行から独立したスタッフを配置した「取締役会室」を設置し、監査等委員会及び取締役会による執行部門に対する監査・監督機能の強化を図っております。

内部管理態勢を強化するため、以下のとおり各種委員会等を設置しております。

- リスク管理委員会 リスク・アパタイトに基づき、統合的リスク管理に関する重要事項について審議・決定します。
- ALM委員会 資金運用・調達に関する基本戦略の策定、承認に関する事項について審議・決定します。
- 新規商品等検討委員会 新規商品の提供又は新規事業の開始に内在するリスクを分析・評価し、経営会議が当該新規商品の提供又は新規事業の開始を判断するに際し、必要な情報を提供します。
- 運用委員会 受託財産の裁量権のある運用業務における各種運用方針のほか、運用商品のラインナップに組み入れる運用商品及び運用会社の採用の可否等、並びに個別の運用モデル等について審議・決定するとともに、運用商品等のパフォーマンス及びリスク管理状況についての情報共有を図ります。
- 運用リスク管理委員会 受託財産の裁量権のある運用の適切性を確保するために、受託財産にかかるパフォーマンス、リスク管理状況及び顧客対応状況等を定期的に確認し、必要に応じ、運用委員会等に対して改善の勧告・指示を行うほか関連事項の周知徹底を図ります。
- 指定運用信託貸付取引検討委員会 対象となる契約の締結及びその後の信託財産の運用・管理が、顧客保護、利益相反管理、銀信分離、法人関係情報管理の観点から適切に行われるよう、審議・決定を行います。
- コンプライアンス委員会 法令諸規則の遵守等、当社のコンプライアンスに関する事項について審議・決定します。
- 業務改善・業務品質向上委員会 実効性の高い内部管理態勢の構築並びに業務の改善及び業務の品質向上の一環として、業務改善や部内検査による取組みを中心とした、業務全般の改善・向上に向けた施策を実施します。
- 危機管理委員会 当社の危機管理対策を審議・決定します。
- オペレーショナル・リスク委員会 オペレーショナル・リスク管理を適切かつ円滑に遂行するため、オペレーショナル・リスクに関する事項の審議・調整等を行います。
- CS向上・顧客保護等委員会 顧客の正当な利益の保護や利便性及び顧客満足度の向上の観点から、顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理、利益相反管理、CS向上について、継続的な取組みを行っております。
- サステナビリティ委員会 当社におけるサステナビリティ推進体制整備及び継続的な取組みのサポート、並びに経営会議へのサステナビリティ推進に関する報告を実施します。
- 特定取引審査会 外部有識者を含む野村グループ出身者以外の委員により構成され、当社の業務運営に係る重要な経営判断に際し、銀行経営の独立性が確保されていることを検証し、審議対象案件の決裁権者に答申を行います。

■ 内部監査体制

当社では、各業務部門から独立したインターナル・オーディット部が、業務執行・リスク管理体制における内部統制の有効性及び妥当性を検証し、改善に向けた提言等を行っております。

インターナル・オーディット部では、内部監査人協会が定める内部監査の実施に関する基準等を踏まえ、「野村グループ・インターナル・オーディット規程」及び当社の「インターナル・オーディット規程」に従い、リスクの種類・程度を把握した上で、深度・頻度に配慮したインターナル・オーディット計画を毎年度策定し、実効性のある内部監査を実施しております。

監査結果については、遅滞なく当社経営陣及び監査等委員会に報告しております。また発見された課題については、対応状況に関するフォローアップを行い、内部管理態勢の一層の充実に努めております。

法令等遵守の運営体制

当社は、金融機関としての社会的責任及び公共的使命の重みを常に認識し、法令諸規則のみならず広く社会的規範を厳格に遵守することで、質の高い金融サービスをお客様に提供していきたいと考えております。

当社では、法令等遵守を経営における最重要課題の一つとして位置付けており、取締役会にて「法令等遵守方針」を策定し、法令等遵守の基本姿勢を決定しております。

さらに、本方針に基づき、経営会議にて「コンプライアンス規程」を策定し、法令等遵守の実践に係る具体的な行動への取組みを定めております。

法令等遵守方針

当社は、野村グループの一員として、野村グループ行動規範に則り、法令等遵守を旨とする企業風土の醸成と企業倫理の構築に努め、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する。

1. 法令等遵守の基本姿勢

当社は、金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立を、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実現に向けた積極的な取組みを行うものとする。

2. 法令等遵守に対する個々人の取組み

当社の役員及び社員は、業務上必要な法令諸規則のみならず広く社会的規範について、不断に知識の修得に努め、より高度な企業倫理に根ざした行動に取り組むものとする。

3. 社会的信頼の確立

当社は、ステークホルダーに対する説明責任を通じて、法令等遵守を旨とする誠実かつ公正な企業活動を実践することを示し、社会の一員としての信頼を確立するものとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長、経営会議にて任命されたコンプライアンス・オフィサーを副委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する事項について審議・決定する体制としております。審議内容は、委員長によって定期的に取締役会、経営会議及び監査等委員である取締役に報告されます。当社は、毎年度コンプライアンスの実践計画として目標及び諸施策を掲げた「コンプライアンス・プログラム」を作成することとしており、コンプライアンス委員会で審議・検討後、経営会議で承認しております。「コンプライアンス・プログラム」に規定された諸施策の進捗・達成状況については、コンプライアンス委員会において定期的に報告されるとともに、委員長から監査等委員である取締役に報告しております。

また、コンプライアンス・オフィサーは、担当役員ごとにコンプライアンス会議等を主催し、各部室の定めたコンプライアンス実践計画の進捗・達成状況を確認し、担当役員及び部長とコンプライアンス上の課題について討議しております。

当社では、コンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス統括部とが連携して、法令等遵守に係る統括・管理を行っており、各部室に、コンプライアンス活動の推進を担当する業務管理者を置いております。業務管理者は、社員全員に対するコンプライアンス精神及び社会常識を踏まえた業務への取組みを徹底するとともに、担当部室のコンプライアンス活動を把握しコンプライアンス・オフィサーに定期的に報告を行っております。

さらに、「野村グループ行動規範」の浸透を図り、職業倫理観の向上や健全で風通しの良い企業文化の醸成に資する活動を継続することで、コンダクト・リスク管理レベルの向上にも努めております。

反社会的勢力への対応について

野村グループでは、「野村グループ行動規範」に基づき、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ための高いレベルの管理体制を構築しております。

当社は、この方針に則り、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力との一切の取引を遮断するための取組みを推進しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

野村グループ行動規範において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 (AML/CFT) に関しても、犯罪収益の金融資本市場への流入やテロリストへの資金供与を防ぐために高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。さらに、AML/CFTに係る方針として、当社は「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」を制定し、当社が構築すべきAML/CFT態勢について定めています。また、顧客管理、経済制裁対応といった特に重要な分野については、それぞれ事務規定を制定し具体的な枠組みを定めています。

当社では、業務に係る国内外の法令諸規則を遵守し、金融活動作業部会 (FATF) が定める勧告など国際的な規制動向にも注視しながら、AML/CFT管理態勢の強化を図っています。当社のAML/CFTの最高責任者であり、AML/CFT管理態勢を整備し、その実効性を維持する責任者としてAML/CFT統括責任者を選任しています。また、効果的なAML/CFT管理態勢を構築・維持するため、AML/CFT統括責任者を補佐するコンプライアンス統括部マネー・ローンダリング対策室を設置しています。

マネー・ローンダリング等の防止に向けた具体的な対策

当社ではリスクベースアプローチにもとづき、以下のようなマネー・ローンダリング等の防止に向けたさまざまな対策を講じています。

顧客管理(カスタマー・デュー・デリジェンス)

口座開設時のデュー・デリジェンスや継続的な顧客情報の更新など

取引モニタリング

異常な取引をモニタリングするシステムの導入

方針・手続き・計画等の策定・実施・検証・見直し

AML/CFTの浸透状況の検証・確認及び管理態勢等の再検討・改善

3つの防衛線

第一線 (営業部室等) によるリスク低減措置の実施、第二線 (管理部室) によるチェック牽制機能、第三線 (インターナル・オーディット部) による独立した立場からの検証

このほか、AML/CFTに関する研修・周知を定期的に行っており、社内の意識醸成を図っています。研修については全社員向け・グループ会社向けのほか、部室別、テーマ別などさまざまな種類の研修を実施しています。

内部管理態勢ーリスク管理

■ リスク管理の体制

当社は、経営の健全性及び適切性を確保するために、リスク管理の整備・強化を経営目標の重要な柱として位置付けております。当社では、パーゼルⅢに沿った開示を行うとともに、統合的リスク管理態勢を整備することで、当社が抱える各種リスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照し、リスクに見合った収益の確保を図るために適正な経営資源の配分を行っております。

■ リスク・アペタイト

当社は、取締役会及び経営会議において、取るべきリスクやリスク管理について議論し、定性的及び定量的なリスク・アペタイトを定め、それに基づき業務戦略を策定しております。リスクアペタイトの遵守状況は日々モニターされ、経営陣に報告されています。また、当社は、野村グループの基本観である「すべてはお客様のために」を共有し、お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）実現を常に意識するとともに、実践しております。

■ トップリスク管理

当社の業務運営上、影響度が大きいと認識される主なリスクには

- ・大口与信先の信用悪化
- ・金融市場の混乱等による保有資産・担保の急激な価値下落
- ・資金調達不安定化
- ・堅確な事務遂行を阻害する事態の発生
- ・サイバー攻撃やシステム障害の発生
- ・マネー・ローンダリング等の金融犯罪
- ・法務・コンプライアンスに係る不芳事態の発生
- ・深刻な感染症の流行
- ・大地震等大規模災害の発生

等があります。

これらリスクに対して経営会議、リスク管理委員会等で議論し適切なリスク管理を行っております。

■ 統合的リスク管理

当社は、リスク管理の基本的な方針として、取締役会にて「統合的リスク管理方針」を策定し、リスク全般に関する適切な管理態勢の整備・確立を図っております。本方針に基づき、経営会議で「統合的リスク管理規程」を定め、各種リスクの定義・分類を明確化するとともに、各種リスク管理手法を決定し、実効性を確保しております。

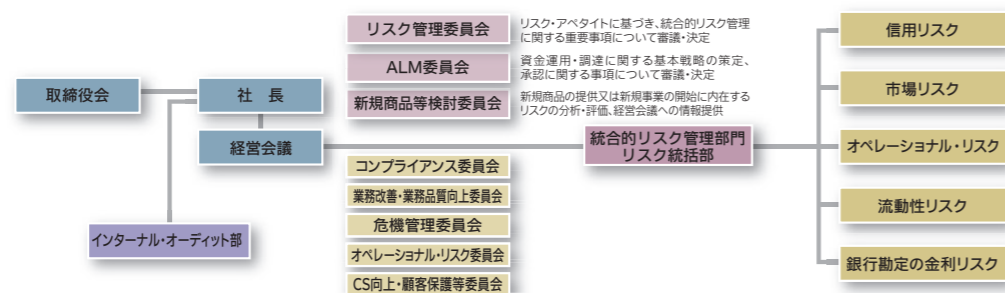
各種リスクを管理する部門としては、業務推進部門から独立したリスク統括部を統合的リスク管理部門とし、統合的リスク管理部門管理者の指示と承認の下に日常の統合的リスク管理業務を行っております。統合的リスク管理部門は、定期的に経営会議、リスク管理委員会及び監査等委員にリスク管理状況の報告を行い、さらにインターナル・オーディット部がリスク管理の適切性・妥当性・効率性について監査する体制となっております。

当社の定義するリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスクとなっております。

■ リスク管理の分類

統合的リスク管理部門	リスクの分類		主担当部署
	信用リスク		
市場リスク	金利リスク		リスク統括部
	為替リスク		
	価格変動リスク		
オペレーショナル・リスク	事務リスク		業務企画部
	システムリスク		IT統括部
	情報セキュリティリスク		コンプライアンス統括部・IT統括部
	法務コンプライアンスリスク		コンプライアンス統括部
	外部委託リスク		業務企画部
	人的リスク		人事総務部
	有形資産リスク		人事総務部
その他のオペレーショナル・リスク		業務企画部	
流動性リスク	資金繰りリスク		リスク統括部
	市場流動性リスク		
銀行勘定の金利リスク			リスク統括部

■ リスク管理体制



■ ストレステスト

当社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたシナリオ等を用いてストレステストを行い、財務体質の健全性及びリスクを統合的に評価し、リスク管理委員会等に報告しております。また信用リスク・市場リスク・流動性リスクについては、各リスクに応じた個別のシナリオを用いてストレステストを行い、フォワードルッキングなリスク管理体制の充実を図っております。

■ 信用リスク

信用リスクについては、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む、以下同じ）価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクと定義しております。また、特定先もしくは特定先との密接な財務上の連携がある特定グループ等に、当社の自己資本又は経営体力に対比して信用供与が集中することにより、当該信用供与先の財務状況の悪化等の連鎖によって資産の価値が大幅に減少ないし消失し、大きな損失を被るリスクを信用集中リスクとしております。当社では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散やポートフォリオ管理の考え方をうけて信用リスクをコントロールするための手続き及び基準を定めております。信用リスク管理は、リスク統括部が統括し、定期的にリスク管理委員会に管理状況を報告しております。

信用格付制度

信用格付は、信用供与先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。

案件審査

案件審査は、個別案件ごとに審査部が実施し、信用格付をベースに金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、的確かつ厳正な与信判断を行っております。

エクスポージャー（与信額）管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポージャー方式にて管理しております。これらをベースに、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

自己査定について

与信にかかわる資産の自己査定は、「資産査定規程」に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに厳正な債権の分類による自己査定を実施し、信用格付ごとの累積デフォルト率等を用いて適正な償却・引当を実施しております。

■ 市場リスク

市場リスクについては、金利、為替、有価証券等の価格など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクと定義しており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクから構成されております。

市場リスクを適切にコントロールするため、リスク管理委員会において、市場リスク管理の基本的考え方を明確にし、それに応じて、リスクアペタイト、具体的には、ポジション限度、VaRリミット、ロスカットルール等を定めております。市場リスク管理についてはリスク統括部が統括し、日次のポジション・損益及び限度額等の遵守状況等をリスク管理委員会に報告しています。

外国為替取引

市場リスクは極力とらない方針の下、運営しております。ポジション限度、VaRリミットについては必要最低限の枠としております。

資金取引

銀行取引全般についても日次でポジション、VaRの計測、損益の把握を行っております。

内部管理態勢ーリスク管理

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクについては、業務の過程、役員及び社員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。オペレーショナル・リスク管理部門である業務企画部が中心となり、管理対象とするリスクカテゴリーを定め、リスク及びコントロールの自己評価プログラム(RCSA)活動、損失データの収集分析等を通してオペレーショナル・リスク管理を行っております。

事務リスク

事務リスクについては、役員及び社員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクと定義しております。当社では、役員及び社員が、すべての業務に事務リスクが存在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識して適切な方策を講じております。具体的には、業務企画部が中心となり、業務手順の継続的な整備・改善、システム強化を図るとともに、各部において事務処理が適切に行われるよう事務指導や研修を行っております。また、各部の委員からなる業務改善・業務品質向上委員会を中心に実効性の高い自店検査の推進、業務全般の改善・向上に資する施策の検討・提言といった活動を展開しております。

システムリスク

システムリスクについては、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されたことにより損失を被るリスクと定義しております。システムに関する管理統括責任部署をIT統括部とし、システム障害やサイバー攻撃等から発生するリスクは、当社のみならず市場全体に影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、運用体制を整備するとともに緊急時の対策等を定めております。

情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクについては、情報資産及び情報資産を保持・利用するための環境に対し、機密性・完全性・可用性を維持できず、損失を被るリスクと定義しております。当社では、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報資産の取扱いや情報セキュリティの考え方を明確にすることで、役員及び社員が日常従うべき行動様式の指針としており、情報資産の適切な管理、情報資産の重要度に応じた対策の実施、情報資産へのアクセス権の制限、役員及び社員への定期的な研修等を行うことで、情報セキュリティリスクの軽減に努めております。

法務コンプライアンスリスク

法務コンプライアンスリスクについては、当社が遵守すべき法令、内部規程・業務細則等を遵守できず損失を被るリスク及び顧客保護等において不適切な方法により業務を遂行したことにより損失を被るリスクと定義しております。当社では、法務コンプライアンスリスクの管理を行うコンプライアンス統括部を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。近年、金融業務はますます高度化かつ複雑化しており、金融機関が対処すべきリスクも多様化しております。そのような中で、法令のみならず各種規制や社会的要請の確認も重要な役割となってきております。当社では、コンプライアンス統括部を中心に業務上発生するおそれのある法令等に関する問題につき適切な対応を行う体制を整備しております。

外部委託リスク

外部委託リスクについては、当社の業務の一部を外部へ委託している場合において、外部委託先の法令等遵守、顧客保護等及びオペレーション等の観点から、適切な委託業務の遂行が行われないことにより損失を被るリスクと定義しております。当社では、業務の外部委託の可否の決定や委託先の選定に係る基準を定めるとともに、委託先の業務遂行状況について定期的にモニタリングを行うなど、委託先を適切に管理する体制を整備しております。

人的リスク

人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により損失を被るリスクと定義し、人事総務部が中心となり、社員の雇用形態等に応じた適切な人事管理及び人事運営を行うことを基本とし、教育・研修や職場指導等の管理を行っております。

有形資産リスク

有形資産リスクについては、災害その他の事象により有形資産が毀損・滅失し損失を被るリスクと定義し、人事総務部が中心となり、当社が所有する有形資産の現状を把握し、自然災害や不法行為等による損害の発生に備えた管理を行っております。

その他のオペレーショナル・リスク

上記以外のオペレーショナル・リスクをその他のオペレーショナル・リスクとし、オペレーショナル・リスク管理部門である業務企画部において必要な対応を検討する体制としております。

流動性リスク

流動性リスクについては、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、及び市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)と定義しております。

当社では、流動性リスク管理体制の強化、管理手法の高度化に努めるとともに、流動性に十分に配慮した業務運営を行っております。円貨・外貨の資金繰りに加え、短期間の資金流動性ポジションを管理する、流動性カバレッジ比率(LCR)、及び、より長期の資金調達リスクを管理する安定調達比率(NSFR)については日次でモニターされ、また、リスク管理委員会及びALM委員会に報告され、管理方針等について決定しております。

さらに、資金流動性等に応じ、資金繰り逼迫モードを設定し、モードごとに管理基準を設け、それに応じた資金ポジションの管理を行っております。

銀行勘定の金利リスク

金利リスクについては、金利変動に伴い、銀行勘定の資産価値が変動し損失を被るリスク、及び将来受け取る金利収益が減少するリスク、と定義しております。

銀行勘定の金利リスクについては、監督指針の定める計測手法に従い、日次で計測、モニターしております。市場リスクと併せて、銀行勘定の金利リスクも、リスク管理委員会等に報告され、適切に管理方針を決定しております。

内部管理態勢－リスク管理

■ ビジネス・コンティニュイティ

当社は企業経営に重大な影響を及ぼす様々な被災に的確に対処することが、企業の持続的な発展に必要な不可欠であると考えております。

当社の使命は「お客様からお預かりしている財産をしっかりと守ること」であり、お客様にとって、安心し、信頼いただける信託銀行であり続けることと考えております。

そのため、「日常業務の継続のためのビジネス・コンティニュイティ・プランの策定と必要データ（マーケット情報、取引・約定、資金と有価証券の決済、社会経済情報等）の確保」をコンセプトとして、不測の事態に備えて以下の取組みを行っております。

組織体制

当社では、自然災害・サイバーテロ・重大事故・感染症など各種の緊急事態への対策に関して検討を行い、経営会議に意見申及び報告を行うことを目的とする危機管理委員会を設置しております。

危機管理委員会は、被災その他の事由によるオフィス又はシステムの使用不能時の対策を検討するとともに、緊急時には対策本部の中心的な役割を担うこととなっております。

ビジネス・コンティニュイティ・プランの策定

自然災害やサイバーテロ等発生時の対応を円滑に行うための計画書としてコンティンジェンシー・プランを策定しております。災害等に対する基本方針、被災の定義、被災シナリオのほか、緊急事態への準備として、緊急時の対応組織、人員と資産の安全確保、通信手段の確保等を取りまとめております。

また、各業務部署では、緊急時の業務継続方法について、優先順位の決定と代替業務手段を定めるとともに、チェックリストを作成し、業務再開訓練でその実効性を検証しております。

インフラ面の整備

ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づき、以下のような施策を行うことで、設備の充実を図っております。

ビジネス・コンティニュイティ・サイト(BCS)の構築

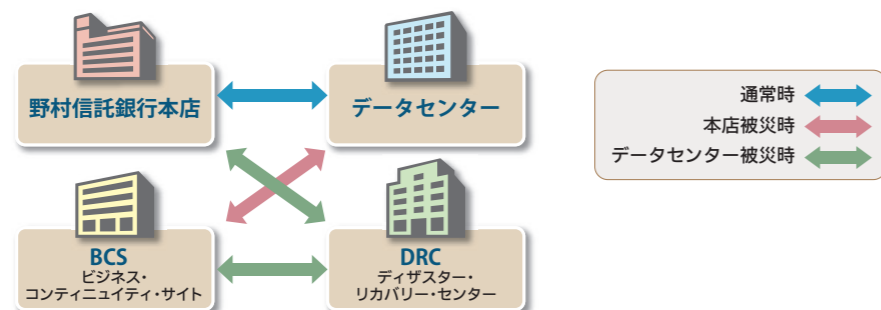
野村信託銀行本店において業務が継続できない場合、主要業務を持続させるために必要なオフィスとして、BCSを構築し、稼働させております。

設置場所については、地盤が強固なこと、本店からの距離、生活都市圏であることなどの諸条件を勘案して決定しました。

ディザスター・リカバリー・センター(DRC)の構築

通常使用しているデータセンター内のサーバ類は二重化されており、個々のサーバに障害が発生した場合は、データセンター内で迅速に切り替えが行われる体制となっております。

さらに、大規模災害等によってデータセンターが被災した場合に備えて、システムデータをバックアップする目的でデータセンターとは十分離れた場所にDRCを設置しております。



ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づく業務再開訓練

被災時間、被災場所、被災範囲の観点から組み合わせた被災シナリオに対応して、定期的にBCSへの避難及び業務再開訓練を行っております。また、DRCへの切替訓練についても年1回以上行っております。

内部管理態勢－顧客保護等管理

■ 顧客保護等管理

当社では、顧客保護に関する基本的な方針として「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理方針」を制定し、お客様の正当な利益の保護及び利便性の向上を目的とした顧客保護等管理態勢の整備、強化を図っており、「顧客説明管理」、「顧客サポート等管理」、「顧客情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」について、顧客保護に関する内部手続きの実効性確保に努めております。

また、CS向上・顧客保護等委員会を組織して、各管理およびCS向上について継続的な取組みを行うとともに、経営会議等に対して定期的又は必要に応じて随時、状況報告を行います。経営会議等は、当該報告に基づき当社における顧客保護等管理態勢の有効性を検証し、適宜、見直しを行います。

■ 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しております。「利益相反管理方針」においては、管理の対象となる利益相反取引を特定及び類型化するとともに、利益相反管理体制等につき規定しています。

「利益相反管理方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 勧誘方針

当社では、「金融サービスの提供に関する法律」等に基づき、「勧誘方針」を制定し、この方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

「勧誘方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 個人情報保護方針

当社では、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「個人情報保護方針」を制定し、この方針に則り、個人情報の漏えい等の防止や個人情報の安全管理のための必要な措置を実施し、適切な個人情報管理を行っております。

「個人情報保護方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を制定し、この方針に則り、個人番号を含む特定個人情報等の漏えい等の防止や安全管理のための必要な措置を実施し、適切な特定個人情報等管理を行っております。

「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 最良執行方針

当社では、金融商品取引法第33条の2に規定される登録金融機関業務として、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券について、ご注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合は、「最良執行方針」に則り、執行を取り次ぐことに努めております。

「最良執行方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ お客様本位の業務運営を実現するための方針

当社では、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」を策定し、野村グループの信託銀行として、銀行、信託、証券の文化が融合して生まれるダイナミズムをベースに、「すべてはお客様のために」という基本理念に基づき、お客様に真にご満足いただけるサービスの提供を追求しております。

「お客様本位の業務運営を実現するための方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

(以下余白)

(1) 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当社の役員及び社員は、当社の営む業務の公共性及び社会的責任を自覚した上で、業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮するため、中小企業のお客様からの新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みに対して、お客様の経営実態等を踏まえて審査し、その対応についてお客様に適切かつ十分に説明するとともに、必要に応じて適切に経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行う方針です。

また、経営者保証についても、これに依存しない融資の一層の促進を図ります。当社が経営者保証を徴する場合には、全国銀行協会と日本商工会議所が事務局を務める研究会が策定した「経営者保証に関するガイドライン」に沿い、経営者保証を要しない3つの要件（①法人・経営者の関係が区分・分離されている、②財務基盤が強固、③適時適切な情報開示をしている）のうち、どの部分が十分ではないために保証が必要なのか、どのような改善を図れば保証の解除・変更の可能性が高まるかにつき、お客様にご説明します。

(2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当社における金融円滑化管理態勢を統括するものとして、金融円滑化管理責任者をおき、中小企業のお客様の経営支援については営業推進部門及び与信審査部門と連携し、経営相談、経営指導を行うとともに、経営再建計画の策定に向けた対応を行う態勢としております。また、中小企業のお客様の経営支援に関する業務運営に際しては、税理士・弁護士・公認会計士等の外部専門家や外部機関等と、守秘義務に留意しつつ、適切な連携を行います。

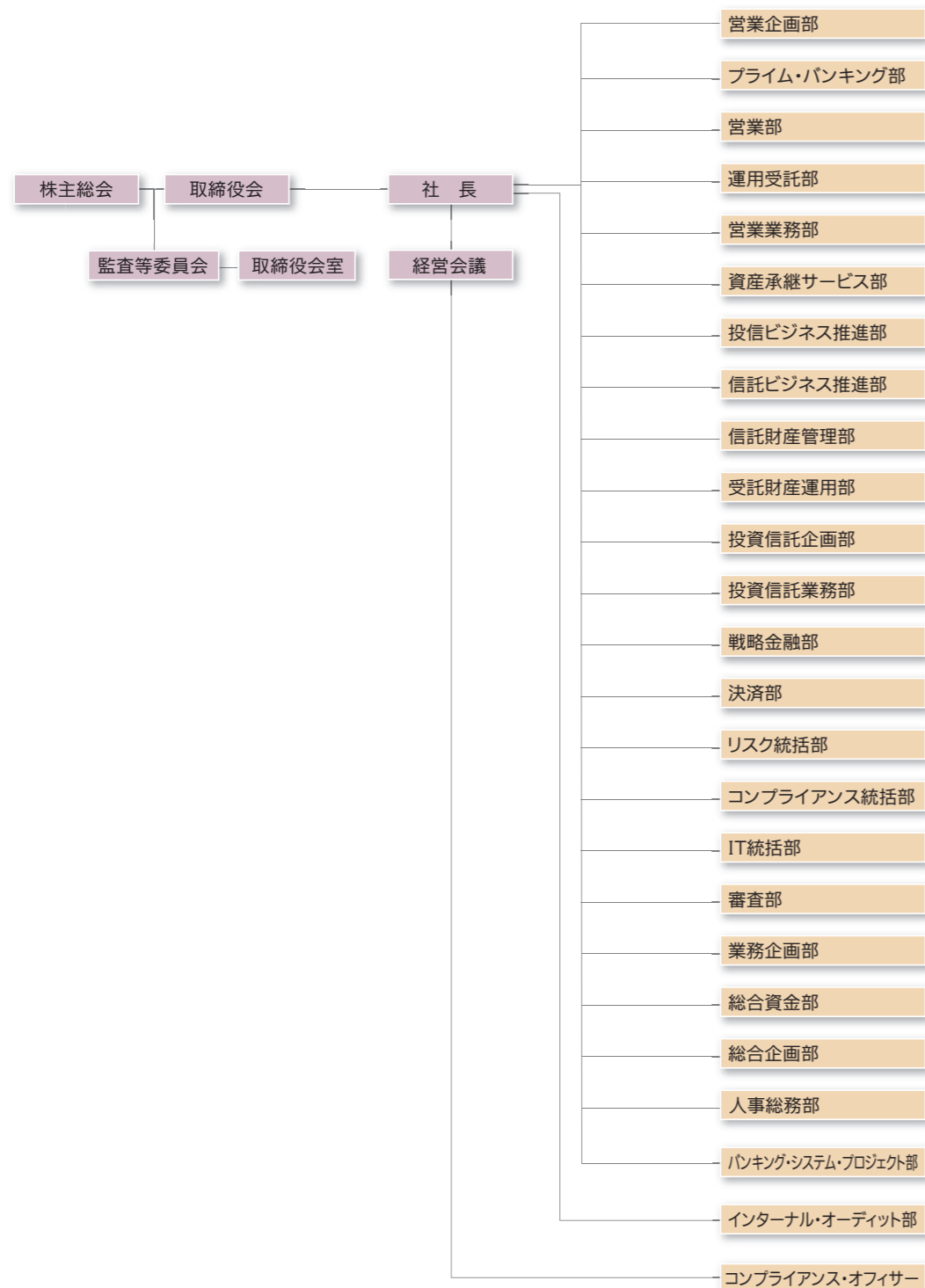
(3) 中小企業の経営支援及び地域の活性化に関する取組み状況

お客様からの相談等に応じ、真摯かつ誠実に対応し、専門的な知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークなどを活用し、お客様のライフステージや事業の持続可能性の程度等を適切かつ慎重に見極めた上で最適なソリューションを提供することにより、地域の活性化に貢献するよう努めます。

組織図

役員・従業員の状況等

■ 組織機構図 (2023年7月1日現在)



■ 役員 (2023年7月1日現在)

取締役		執行役員	
取締役会議長	柳井 健寿	社長	岡田 伸一
代表取締役	岡田 伸一	専務	山田 正之 ビジネス統括
取締役	矢野 公司	常務	柳川 譲 営業担当兼営業企画担当
取締役	山川 敦子	執行役員	萩原 宏治 営業・信託業務担当
取締役	河野 真人	執行役員	薄井 雅行 コーポレート担当
		執行役員	松野 秀人 コーポレート担当
		執行役員	植松 正晴 営業担当
		執行役員	佐々木 勇人 受託財産運用・人事担当
		執行役員	室町 博之 企画・資金・IT担当
		執行役員	西原 高三 投資信託担当

■ 従業員の状況

	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末
従業員数	460	484	489	505	536
平均年齢	43歳6ヶ月	43歳6ヶ月	43歳10ヶ月	44歳0ヶ月	44歳0ヶ月
平均勤続年数	7年5ヶ月	7年7ヶ月	8年0ヶ月	8年2ヶ月	8年2ヶ月
平均給与月額	560千円	575千円	585千円	588千円	571千円

■ 格付情報 (2023年7月1日現在)

S&P		JCR	R&I	
長期格付	短期格付	長期格付	長期格付	短期格付
A-	A-2	AA-	A+	a-1

■ 当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772	一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988
--	---

業務の内容

■ 信託業務

- 特定金銭信託・特定金外信託
主として有価証券への運用を目的として、委託者の指図どおりに運用・管理を行う信託です。
- 単独運用指定金銭信託（指定単）、単独運用指定金外信託（ファンドトラスト）
委託者が指定した運用財産の種類・運用方法等の範囲内で、受託者の裁量によって運用・管理を行う信託です。
- 合同運用指定金銭信託
同一の契約、約款に基づき信託財産を他の信託財産と合同して運用・管理する金銭信託です。
- 包括信託
有価証券と金銭等の複数の財産を一つの信託により引き受ける信託です。
- 投資信託
委託者（投資信託委託会社）の指図に基づいて信託財産を有価証券・不動産等に運用し、受益権を分割して複数の者に取得させる目的の信託です。
投資信託委託会社の指図に従って、有価証券の受渡決済、権利処理、保管等の業務及び各ファンドの純資産額・基準価額等の照合を行っております。
- 有価証券の信託
信託設定の際の信託財産が有価証券である信託です。
有価証券の信託の種類としては、委託者の目的により、(1) 有価証券の管理自体を目的とする有価証券管理信託、(2) 運用を目的とする有価証券運用信託、(3) 有価証券の処分を目的とする有価証券処分信託の3種類があります。

■ 相続関連業務

- 遺言信託業務
遺言者が作成した公正証書遺言の保管、相続発生後における相続人の確定及び財産目録作成、遺言の執行（名義変更・換価処分等）などを行います。
- 遺産整理業務
相続人の確定から財産目録作成、遺産分割協議書の作成サポート、遺産整理（名義変更・換価処分等）まで、全相続人の委託を受けて遺産整理事務を行います。

■ 銀行業務

- 預金業務
普通預金、当座預金、定期預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っております。
- 貸付業務
証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 内国為替業務
送金、振込等を取扱っております。
- 外国為替業務
外国送金、その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。

■ 証券その他業務

- 投信窓販業務、口座管理機関業務
投信窓販業務：ファンド・オブ・ファンズに組み入れられた私募投信、ならびに金融機関や年金向けに設定された私募投資を中心に販売しております。

口座管理機関業務：地銀・第二地銀のお客様をはじめ地域金融機関の投信窓販のサポーターとして、振替投信の口座管理を行っております。
- 社債等管理業務、財務代理人業務
社債等管理業務：社債の発行に際して投資家保護の観点から、会社法上設置を義務付けられている社債管理人の業務を行っております。

財務代理人業務：社債管理人を設置しない債券の発行・期中・償還事務（元利金の支払い事務等）を発行会社の代理人として行っております。
- 投資助言・代理業、投資運用業
信託契約あるいは投資一任契約を通じて資産運用サービスを提供しております。

当社のあゆみ

■ 沿革

1993年	8月	「野村信託銀行株式会社」設立（資本金：300億円）＜8月24日＞
	10月	開業、役職員数71名でスタート＜10月1日＞
1994年	6月	社債等登録機関に指定
1995年	9月	日本国内初の財務代理人に就任
	11月	全国銀行内国為替制度への加入
1997年	10月	特定金銭信託業務、指定金銭信託業務の認可取得
1999年	11月	年金信託業務、合同運用指定金銭信託業務の認可取得
2001年	10月	野村証券グループ（現「野村グループ」）が持株会社体制に移行
2002年	1月	確定拠出年金における資産管理機関業務を受託
2003年	6月	委員会等設置会社へ移行
2004年	7月	本店を東京都中央区日本橋から東京都千代田区大手町へ移転
2005年	3月	野村証券を信託契約代理店として業務取扱開始
	6月	担保権、知的財産権の信託等の取扱、遺言の執行・遺産整理業務等の認可取得
2006年	7月	投資一任契約に係る業務の認可取得
	9月	野村証券を銀行代理店として業務取扱開始 野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のサービス開始
2007年	4月	投資信託受託残高が10兆円を突破
	8月	「E-Ship」（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）の営業取扱開始
2008年	7月	野村 Web プラスローン（現「野村 Web ローン」）を 野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）にてサービス開始
2009年	10月	日興シティ信託銀行（2010年3月NCT信託銀行へ商号変更）を子会社化
2010年	7月	野村信託銀行とNCT信託銀行が合併（存続会社：野村信託銀行株式会社）
2011年	5月	野村証券、野村アセットマネジメントと共同で、東日本復興支援ファンドを設定（2016年5月償還）
2012年	10月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のシステムを全面刷新
2013年	10月	開業20周年
2015年	4月	野村証券を代理店として相続関連サービスの取扱開始
2016年	4月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）と 野村証券が提供する「野村ネット&コール」との接続を開始
2018年	1月	野村証券を代理店として「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業取扱開始
2019年	4月	監査等委員会設置会社へ移行
2020年	8月	投資信託受託残高が20兆円を突破
2020年	9月	山陰合同銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業取扱開始
2021年	4月	阿波銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業取扱開始
	11月	投資信託受託残高が30兆円を突破
2022年	12月	「野村信託銀行 サステナビリティ方針」の制定
2023年	3月	大分銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業取扱開始
	5月	福井銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業取扱開始

銀行代理業を営む営業所一覧

■ 野村信託銀行を所属銀行とする銀行代理業者
野村證券株式会社

■ 銀行代理業者（野村證券）が銀行代理業務を営む営業所一覧（2023年7月1日現在）

本店	甲府支店	プライベートバンキング東京オフィス	姫路支店
大阪支店	越谷支店	北陸	枚方支店
名古屋支店	さいたま支店	金沢支店	和歌山支店
	高崎支店	富山支店	プライベートバンキング京都オフィス
北海道	たまプラーザ支店	新潟支店	中国
旭川支店	千葉支店	福井法人部	岡山支店
釧路支店	つくば支店	中部	倉敷支店
札幌支店	所沢支店	岡崎支店	下関支店
とちぎ帯広営業所	戸塚支店	刈谷支店	徳山支店
函館支店	平塚支店	岐阜支店	広島支店
東北	藤沢支店	静岡支店	福山支店
青森支店	船橋支店	津支店	鳥取島根法人部
秋田支店	松戸支店	豊田支店	四国
いわき営業所	水戸支店	豊橋支店	高知支店
郡山支店	横須賀支店	長野支店	高松支店
仙台支店	横浜支店	名古屋駅前支店	徳島法人部
八戸支店	東京都内	沼津支店	松山支店
福島支店	池袋支店	浜松支店	九州・沖縄
盛岡支店	大森支店	松本支店	大分法人部
山形支店	荻窪支店	四日市支店	鹿児島支店
関東	吉祥寺支店	近畿	北九州支店
厚木支店	小岩支店	梅田支店	熊本支店
宇都宮支店	国分寺支店	大津支店	久留米支店
浦和支店	品川支店	京都支店	佐賀支店
太田支店	渋谷支店	神戸支店	佐世保支店
小田原支店	自由が丘支店	堺支店	長崎支店
柏支店	新宿支店	高槻支店	那覇支店
川口支店	立川支店	天王寺支店	福岡支店
川越支店	調布支店	奈良支店	宮崎支店
川崎支店	八王子支店	なんば支店	
熊谷支店	町田支店	西宮支店	

財務データ

Contents

財務諸表	32
主要な業務の状況を示す指標	54
内国為替・外国為替に関する指標	57
預金に関する指標	58
貸出金等に関する指標	61
有価証券等に関する指標	65
有価証券等の時価情報	68
デリバティブ取引情報	70
信託業務に関する指標	72
経営諸比率の状況	76
役員報酬	78
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（自己資本の構成）	80
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）	82
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）	88

財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性について

2023年6月26日
野村信託銀行株式会社
代表取締役社長
岡田 伸一

野村信託銀行株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの2023年ディスクロージャー誌に関して、私の知る限りにおいて、下記事項を確認いたします。

記

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（財務諸表）は、すべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、インターナル・オーディット部による報告を含め、財務諸表の適正な開示が合理的に保証される内部統制及び手続きが有効に機能していることを確認いたしました。

以上

本誌に掲載する財務資料のうち、会社法第435条第2項に定められた計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）については、会社法第436条第2項1号の規程に基づき、当社の会計監査人であるEY 新日本有限責任監査法人の監査を受けており、同監査法人より適正意見が表明されております。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2022年3月末	2023年3月末
資産の部		
現金預け金	315,449	696,405
預け金	315,449	696,405
有価証券	487,554	325,974
国債	69,848	53,488
地方債	144,047	86,348
社債	56,835	41,842
その他の証券	216,822	144,294
貸出金	712,980	798,222
証書貸付	156,082	146,665
当座貸越	556,897	651,556
外国為替	2,069	2,872
外国他店預け	2,069	2,872
その他資産	109,431	84,933
未収還付法人税等	—	1,089
前払費用	164	210
未収収益	5,492	5,291
金融派生商品	43,592	38,135
金融商品等差入担保金	43,276	23,617
その他の資産	16,906	16,589
有形固定資産	613	434
建物	262	198
その他の有形固定資産	350	236
無形固定資産	5,930	5,280
ソフトウェア	5,838	4,314
ソフトウェア仮勘定	90	964
その他の無形固定資産	1	1
繰延税金資産	8,771	10,590
貸倒引当金	△ 2,742	△ 1,439
資産の部合計	1,640,057	1,923,274

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2022年3月末	2023年3月末
負債の部		
預金	1,027,863	1,172,191
当座預金	13,322	12,676
普通預金	424,984	489,042
定期預金	497,777	579,066
その他の預金	91,779	91,404
譲渡性預金	158,456	250,556
コールマネー	90,119	45,309
売現先勘定	17,812	—
借入金	53,000	81,500
借入金	53,000	81,500
信託勘定借	143,138	235,430
その他負債	58,068	45,915
未払法人税等	1,081	343
未払費用	5,900	5,939
前受収益	310	268
金融派生商品	46,062	35,318
金融商品等受入担保金	2,252	1,855
資産除去債務	374	375
その他の負債	2,086	1,815
賞与引当金	1,315	1,308
退職給付引当金	1,403	1,506
負債の部合計	1,551,178	1,833,717
純資産の部		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	28,270	28,270
資本準備金	20,000	20,000
その他資本剰余金	8,270	8,270
利益剰余金	14,933	15,310
利益準備金	1,637	1,871
その他利益剰余金	13,295	13,439
繰越利益剰余金	13,295	13,439
株主資本合計	93,203	93,580
その他有価証券評価差額金	△ 4,477	△ 5,905
繰延ヘッジ損益	153	1,880
評価・換算差額等合計	△ 4,324	△ 4,024
純資産の部合計	88,878	89,556
負債及び純資産の部合計	1,640,057	1,923,274

財務諸表

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2022年3月期	2023年3月期
経常収益	27,946	31,400
信託報酬	12,074	12,680
資金運用収益	8,402	10,335
貸出金利息	4,849	6,102
有価証券利息配当金	3,807	4,331
コールローン利息	△ 9	2
預け金利息	△ 176	△ 324
金利スワップ受入利息	△ 65	227
その他の受入利息	△ 1	△ 3
役員取引等収益	4,545	5,934
受入為替手数料	397	359
その他の役員収益	4,148	5,575
その他業務収益	2,918	2,415
外国為替売買益	2,821	—
国債等債券売却益	96	133
金融派生商品収益	—	2,221
その他の業務収益	—	60
その他経常収益	5	34
株式等売却益	4	—
その他の経常収益	0	34
経常費用	24,334	29,154
資金調達費用	4,472	5,584
預金利息	2,435	4,219
譲渡性預金利息	48	79
コールマネー利息	147	1,095
売現先利息	20	52
借入利息	△ 29	24
金利スワップ支払利息	1,850	111
その他の支払利息	0	0
役員取引等費用	1,083	992
支払為替手数料	203	146
その他の役員費用	880	845
その他業務費用	1,432	5,979
外国為替売買損	—	1,583
国債等債券売却損	416	2,223
国債等債券償還損	—	2,172
国債等債券償却	—	0
金融派生商品費用	966	—
その他の業務費用	49	—
営業経費	16,167	16,378
その他経常費用	1,178	220
貸倒引当金繰入額	1,173	54
貸出金償却	0	—
その他の経常費用	4	165
経常利益	3,612	2,245

■ 損益計算書（続き）

(単位：百万円)

科 目	2022年3月期	2023年3月期
特別利益	35	19
その他の特別利益	35	19
特別損失	280	0
固定資産処分損	0	0
その他の特別損失	279	—
税引前当期純利益	3,368	2,265
法人税、住民税及び事業税	4,481	2,673
法人税等調整額	△ 3,459	△ 1,953
法人税等合計	1,022	719
当期純利益	2,345	1,546

■ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	2023年3月期									
	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
資本準備金		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	1,637	13,295	14,933	—	93,203	
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	233	△ 1,402	△ 1,169	—	△ 1,169	
当期純利益	—	—	—	—	—	1,546	1,546	—	1,546	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	233	143	377	—	377	
当期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	1,871	13,439	15,310	—	93,580	

(単位：百万円)

	2023年3月期			
	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高				
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 1,169
当期純利益	—	—	—	1,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,427	1,727	300	300
当期変動額合計	△ 1,427	1,727	300	677
当期末残高	△ 5,905	1,880	△ 4,024	89,556

財務諸表

■ 株主資本等変動計算書（続き）

（単位：百万円）

2022年3月期										
	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本剰余金				利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	1,563	11,395	12,958	—	91,228	
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	74	△ 445	△ 371	—	△ 371	
当期純利益	—	—	—	—	—	2,345	2,345	—	2,345	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	74	1,900	1,974	—	1,974	
当期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	1,637	13,295	14,933	—	93,203	

（単位：百万円）

2022年3月期				
	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,566	△ 3,326	△ 759	90,469
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 371
当期純利益	—	—	—	2,345
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 7,044	3,479	△ 3,565	△ 3,565
当期変動額合計	△ 7,044	3,479	△ 3,565	△ 1,590
当期末残高	△ 4,477	153	△ 4,324	88,878

■ キャッシュ・フロー計算書（単体・間接法）

（単位：百万円）

科目	2022年3月期	2023年3月期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	3,368	2,265
減価償却費	2,740	2,605
減損損失	—	—
貸倒引当金の増減(△)	1,173	△ 1,303
賞与引当金の増減(△)	57	△ 6
退職給付引当金の増加額	94	103
その他の特別利益	△ 35	△ 19
資金運用収益	△ 8,402	△ 10,335
資金調達費用	4,472	5,584
有価証券関係損益(△)	364	4,204
為替差損益(△)	△ 17,338	△ 16,322
固定資産処分損益(△)	0	0
金融派生商品(資産)の純増(△)減	△ 21,046	5,456
金融派生商品(負債)の純増減(△)	18,112	△ 10,744
繰延ヘッジ損失の増(△)減	4,191	941
繰延ヘッジ利益の増減(△)	836	1,650
貸出金の純増(△)減	△ 108,678	△ 85,241
預金の純増減(△)	96,192	144,327
譲渡性預金の純増減(△)	42,440	92,100
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	800	28,500
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	0	△ 8
保証金・委託金による純増(△)減	△ 22,771	19,236
コールマネー等の純増減(△)	25,379	△ 62,622
外国為替(資産)の純増(△)減	5	△ 803
信託勘定借の純増減(△)	△ 151,688	92,291
資金運用による収入	8,631	14,201
資金調達による支出	△ 4,541	△ 9,268
仮払金の純増(△)減	4,179	426
仮受金の純増減(△)	52	△ 318
その他	△ 419	56
小計	△ 121,828	216,958
法人税等の支払額	△ 1,827	△ 4,707
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 123,656	212,251
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 107,233	△ 46,262
有価証券の売却による収入	13,751	111,041
有価証券の償還による収入	44,613	106,852
有形固定資産の取得による支出	△ 42	△ 47
有形固定資産の売却による収入	—	—
無形固定資産の取得による支出	△ 980	△ 1,717
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,891	169,865
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	△ 371	△ 1,169
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 371	△ 1,169
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 173,918	380,948
VI 現金及び現金同等物の期首残高	489,351	315,432
VII 現金及び現金同等物の期末残高	315,432	696,380

〔現金及び現金同等物の範囲〕

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

財務諸表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年 ～ 15年
器具備品 3年 ～ 20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

収益の計上は、金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

主要な業務における顧客との契約に基づく主な義務の内容と、収益を認識する通常の時点

①信託報酬は、当社が受託するファンド等を信託契約に基づいて管理・運用する義務があります。

信託報酬は、ファンドの信託約款等に基づき、主に以下の方法によって収益を認識しております。

- 日々の純資産総額に対する一定割合
- 期中元本平均残高に対する一定割合
- 加入者人数に応じた報酬額
- 当初契約により定められた固定報酬額

当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足され、ファンドの信託期間にわたり収益として認識しております。

②その他の受入手数料報酬は、グループ会社の顧客基盤や取引、預り資産等の拡大のための協力を行っており、当社のビジネスインフラを利用して、グループ会社への業務支援等を行う義務があります。

その他の受入手数料報酬は、契約内容に基づき、以下の方法によって収益を認識しております。

- 預り資産等の増加額に対する一定割合
- サービス提供に係る維持運営コストに対する一定割合

③相続関連受入手数料報酬は、当初契約段階での公正証書の作成サポート・作成等および相続発生後の遺言執行者としての職務遂行等の対価です。

相続関連受入手数料報酬は、公正証書の作成サポート・作成等の完了段階、遺言執行者としての業務完了段階のそれぞれの時点で、履行義務が充足され、それぞれの段階において契約内容に基づく報酬金額を収益として認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジ、及び個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、上記のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券として取得原価をもって貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、基準価額をもって、貸借対照表価額とすることに変更しております。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微です。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 1,439百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」 「5. 引当金の計上基準」 「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

当社は、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき貸倒引当金を計上してまいりました。

当会計年度末より、一部の債務者について、親会社(野村ホールディングス株式会社)グループの貸倒引当金計上基準に合わせ、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額親を計上しております。この変更による当期の貸倒引当金への影響額は軽微です。

追加情報

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息並びに仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額について該当はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営債権又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、7,946百万円であります。原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、7,705百万円であります。

財務諸表

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	106,294 百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	15,000 百万円

上記のほか、デリバティブ等の取引の担保及び信託業の営業保証金等として、有価証券 1,477 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 16,066 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,135 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,400 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 2,539 百万円

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。

7. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権については、該当ありません。

8. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務については、該当ありません。

9. 関係会社に対する金銭債権総額 50 百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額 3,274 百万円

11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は233 百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	－百万円
役員取引等に係る収益総額	4 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	－百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	942 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 「預け金利息」、「その他の受入利息」には、マイナス金利の取引分を含めて計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
発行済株式	1,400	－	－	1,400	
普通株式	1,400	－	－	1,400	－

なお、自己株式については該当ありません。

2. 発行している新株予約権及び自己新株予約権については該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月18日 取締役会	普通株式	1,169 百万円	835 円	2022年 3月31日	2022年 6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当該事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	770 百万円	550 円	2023年 3月31日	2023年 6月1日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、野村グループの信託銀行として、預金・融資・為替といった「銀行ビジネス」、お客様の財産をお預かりして運用・管理する「信託ビジネス」、及び有価証券取引等の「証券・運用ビジネス」を展開しております。野村証券を銀行代理店及び信託契約代理店とした代理店業務では、「バンキングサービス」（インターネットバンキングサービス）を利用した個人向け預金商品や、法人向け円貸仕組預金を提供しております。これらの代理店チャネルからの預金に加え、譲渡性預金、借入金等により、資金を調達しております。

調達された資金は、野村グループの国内営業基盤の優位性を活用し、富裕層向け融資や「野村 Web ローン」といった有価証券等を担保とするローン商品、有価証券をリパッケージしたローン商品、及び公社債等の有価証券投資で運用しております。

これらの金融資産・負債から生じる市場リスク及び流動性リスクは、フロント部門での管理に加え、独立したミドルオフィス、ALM 委員会及びリスク管理委員会で総合的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、貸出金及び有価証券を中心に運用しており、それぞれ顧客の債務不履行リスク及び発行体のデフォルトリスクが存在しております。貸出金残高の9割程度を占める有価証券等を担保としたローン商品は、保全率が高く、信用リスクは限定されております。一方、有価証券等担保ローン以外の貸出金は、高格付の相手先への貸出が中心ではあるものの、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に国債、地方債、政府関係機関債、社債で構成されており、大部分は「その他有価証券」に該当します。また、一部の有価証券は金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしており、それらの取引にはヘッジ会計を適用しております。

コールマネーに代表される市場からの資金調達は、金融環境によっては市場規模が縮小し、円滑な資金調達に支障をきたす可能性があります。担保適格の有価証券を保有することで、流動性リスクを一定水準に抑えております。

財務諸表

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、信用供与先の財務状況の悪化等による不良債権の発生を未然に防ぐため、貸出金・有価証券ともに、個別案件・発行体ごとに審査部門が審査を実施しております。また、信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャー管理を日次で行うとともに、統計的な手法によるリスク計測を定期的実施しております。

ローン商品では、信用格付に基づいたプライシング運営の推進、及び与信集中リスクをコントロールするための業種別リスク量リミットの導入といった与信ポートフォリオ運営の高度化に取り組んでおります。加えて、有価証券を担保としたローン商品については、回収リスクを一定水準に抑えるために、担保設定されている株式の市場での売買状況等を定期的にモニターしております。

② 市場リスクの管理

1) 市場リスクの管理体制

当社では、経営会議で市場リスク管理の基本的考え方を明確化し、それに応じて、ポジション限度、VaR リミット、ロスカットルール等を設定することで、市場リスクを適切にコントロールしております。外国為替取引においては、市場リスクは極力とらない方針の下、必要最低限のポジション限度、VaR リミットで運営しております。貸出金、預金及び資金証券取引においては、商品ごとに残高枠を設定するとともに、金利変動による損失リスクを許容範囲に抑える目的で、金利スワップ取引等によるヘッジ取引を行っております。これらの銀行勘定の運営計画は、半年ごとに ALM 委員会及びリスク管理委員会で審議されております。また、日々のポジション及び損益の状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、市場リスクを「金利、為替、有価証券価格等の変動により損失を被るリスク」とし、ヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間 99%、保有期間はトレーディング業務 10 日間、バンキング業務 20 日間）による VaR で市場リスク量を計測しております。2023 年 3 月末現在で当社のトレーディング業務（外国為替取引）の市場リスク量（損失額の推定値）は 14 百万円、バンキング業務の市場リスク量は 1,555 百万円となっております。

なお、当社では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実施しております。2023 年 3 月期にトレーディング業務を対象に実施したバックテストの結果、実際の損益が VaR を超えた回数は 2 回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉しきれない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社は、資産・負債の特性や経営計画、市場変動等を総合的に把握し、必要な資金を円滑に確保し、予想外の損失の発生を未然に防止することを流動性リスク管理の基本方針としております。月次で開催される ALM 委員会において、資金ポジションの状況や取扱商品ごとの市場動向等の確認を行い、今後の方針を決定しております。

日々の資金繰りの状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。また、資金調達状況に応じて「平常」、「注意」、「懸念」、「危機」のモードを設定し、モードごとの対応策を適時実施する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注 1）参照）また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー、信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	25,163	26,983	1,819
その他有価証券（*1）	299,354	299,354	—
(2) 貸出金	798,222		
貸倒引当金（*2）	△ 1,150		
	797,072	796,966	△ 106
資産計	1,121,591	1,123,304	1,712
(1) 預金	1,172,191	1,172,191	—
(2) 譲渡性預金	250,556	250,556	—
(3) 借入金	81,500	81,500	—
負債計	1,504,247	1,504,247	—
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	226	226	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*4）	2,591	1,089	(1,501)
デリバティブ取引計	2,817	1,316	(1,501)

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*4）「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第 40 号 2022 年 3 月 17 日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

（注 1）市場価格のないその他の証券及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（1）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
①その他の証券（*1）	13
②組合出資金（*2）	1,441

（*1）上記のその他の証券のうち、非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価表示の対象とはしていません。

（注 2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	—	5,000	20,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	74,629	137,438	52,194	1,424	6,678	33,148
貸出金（*）	657,199	60,372	40,595	18,598	14,243	7,212
合 計	731,829	202,810	112,790	20,022	20,922	40,361

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは該当ありません。

財務諸表

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	946,178	22,513	7,700	—	15,400	180,400
譲渡性預金	250,556	—	—	—	—	—
コールマネー	45,309	—	—	—	—	—
借入金	—	—	15,000	—	2,500	64,000
信託勘定借	235,430	—	—	—	—	—
合計	1,477,474	22,513	22,700	—	17,900	244,400

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
なお、社債については該当ありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*)				
国債・地方債等	55,308	86,348	—	141,656
社債	—	41,842	—	41,842
住宅ローン担保証券	—	—	—	—
その他	31,551	108,954	246	140,751
デリバティブ取引				
金利関連	—	27,444	—	27,444
通貨関連	—	10,691	—	10,691
資産計	86,859	275,280	246	362,386
デリバティブ取引				
金利関連	—	25,092	—	25,092
通貨関連	—	10,225	—	10,225
負債計	—	35,318	—	35,318

(*) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は2,058百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

期首残高	当期の損益	購入、売却及び償還額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*)2
	損益に計上(*)1					
2,884	19	△1,042	2,086	—	2,086	225

(*)1 損益計算書の「国債等債券売却益」に含まれております。

(*)2 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」に含まれております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	26,983	—	—	26,983
貸出金	—	—	796,966	796,966
資産計	26,983	—	796,966	823,949
預金	—	1,172,191	—	1,172,191
譲渡性預金	—	250,556	—	250,556
借入金	—	81,500	—	81,500
負債計	—	1,504,247	—	1,504,247

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

財務諸表

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金については、主としてレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。長期の定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は預入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を決算日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等）は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パンナ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」が含まれております。

売買目的有価証券ならびに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。

1. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,163	26,983	1,819
合計		25,163	26,983	1,819

2. その他有価証券（2023年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	10,872	10,866	5
	国債	—	—	—
	地方債	9,169	9,166	3
	社債	1,702	1,700	2
	その他	25,844	25,588	255
	外国債券	23,751	23,721	29
	その他	2,093	1,867	226
	小計	36,716	36,455	261
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	145,643	147,770	△ 2,126
	国債	28,325	30,180	△ 1,855
	地方債	77,178	77,276	△ 97
	社債	40,140	40,314	△ 173
	その他	116,994	123,687	△ 6,693
	外国債券	116,983	123,676	△ 6,692
	その他	10	11	0
	小計	262,638	271,457	△ 8,819
合計		299,354	307,912	△ 8,558

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	75,409	114	△ 709
国債	14,888	—	△ 230
地方債	46,972	—	△ 365
社債	13,548	114	△ 113
その他	35,632	19	△ 1,513
外国債券	29,172	—	△ 628
その他	6,459	19	△ 884
合計	111,041	133	△ 2,223

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得価格まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は、0百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託については該当ありません。

財務諸表

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	446百万円
退職給付引当金	467
賞与引当金	370
減損損失	11
未払事業税	95
デリバティブ調整額	7,097
繰延消費税額等	33
その他有価証券評価差額金	2,653
減価償却超過額	163
その他	240
繰延税金資産小計	11,578
評価性引当額	△100
繰延税金資産合計	11,477
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	845
その他	42
繰延税金負債合計	887
繰延税金資産の純額	10,590百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	信託報酬	役務収益		
		その他の受入れ手数料(ビジネスインフラを利用した業務支援等)	相続関連受入手数料	その他
一時点で移転されるサービス	17	—	1,655	399
一定期間にわたり移転されるサービス	12,663	2,552	—	1,283
顧客との契約から認識した収益	12,680	2,552	1,655	1,683

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針、7 収益の計上方法に記載の通りです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位:百万円)

	当会計年度期首	当会計年度末
顧客との契約から生じた債権	3,720	3,614
契約負債	93	99

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「未収収益」に、契約負債は「前受収益」に含まれています。

(関連当事者との取引に関する事項)

- 親会社及び法人主要株主等 一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。
- 子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
- 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	野村證券株式会社	なし	信託契約の受託者、役務取引関係	信託報酬の受取	1,184	未収収益	166
				役務収益の受取	3,074	未収収益	950
				役務費用の支払	453	未払費用	87
						その他の負債	80

注:一般的な取引条件であるもの及び重要な取引以外については記載しておりません。

- 個人主要株主等 該当事項はありません。

財務諸表

5. 役員

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の役員	石村 和彦	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注5)	101	貸出金	193
				利息の受取 (注5)	2	未収収益	1
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)高原興産 (注1)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注6)	—	貸出金	5,500
				利息の受取 (注6)	21	未収収益	8
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)高原コーポレーション (注2)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注7)	—	貸出金	2,080
				資金の回収 (注7)	880		
				利息の受取 (注7)	22	未収収益	3
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	東京ソフト(株) (注3)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注8)	—	貸出金	1,830
				資金の回収 (注8)	180		
				利息の受取 (注8)	9	未収収益	0
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ユニテック(株) (注4)	なし	担保の被提供	担保の受入 (注9)	57,130	—	—

- (注) 1. (株)高原興産の議決権は、当社親会社の取締役である高原豪久が29.0%を直接保有、67.5%を間接保有しております。
2. (株)高原コーポレーションの議決権は、当社親会社の取締役である高原豪久が100%を直接保有しております。
3. 東京ソフト(株)の議決権は、当社親会社の取締役である高原豪久が65.6%を直接保有、23.95%を間接保有しております。
4. ユニテック(株)の議決権は、当社親会社の取締役である高原豪久が95.6%、その近親者が4.4%を間接保有しております。
5. 当社定型商品の融資です。定型商品の金利を適用しており、融資期間1年、随時希望額での返済が可能です。
6. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間6年、期限一括返済となっております。
7. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間10年、分割返済となっております。
8. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間12年、分割返済となっております。
9. (注)6-8の当社からの貸出金に対する有価証券担保の提供を受けております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 63,968円68銭
1株当たりの純利益金額 1,104円34銭

主要な業務の状況を示す指標

■部門別損益の内訳

(単位：百万円)

種 類		2022年3月期	2023年3月期
信託報酬	国内業務	11,628	12,198
	国際業務	445	481
	合 計	12,074	12,680
資金運用収支	国内業務	2,566	2,234
	国際業務	1,363	2,515
	合 計	3,929	4,750
役員取引等収支	国内業務	3,283	4,755
	国際業務	178	186
	合 計	3,462	4,942
特定取引収支	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
その他業務収支	国内業務	42	△ 2,810
	国際業務	1,442	△ 752
	合 計	1,485	△ 3,563
業務粗利益	国内業務	17,521	16,378
	国際業務	3,430	2,431
	合 計	20,952	18,810
一般貸倒引当金繰入額(△)		△ 200	70
経費(臨時的経費を除く)(△)		16,133	16,346
業務純益		5,019	2,393
臨時損益		△ 1,406	△ 147
経常利益		3,612	2,245

(注) 国内業務は円建取引、国際業務は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引、オフショア勘定分などは国際業務に含まれております。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		2022年3月期	2023年3月期
資金運用勘定			
国内業務	平均残高	1,145,829	1,376,799
	利 息	4,653	5,294
	利 回 り	0.41%	0.38%
国際業務	平均残高	263,194 (7,164)	265,519 (13,230)
	利 息	3,761 (12)	5,070 (29)
	利 回 り	1.43%	1.91%
合計	平均残高	1,401,859	1,629,088
	利 息	8,402	10,335
	利 回 り	0.60%	0.63%
資金調達勘定			
国内業務	平均残高	1,205,363 (7,164)	1,506,103 (13,230)
	利 息	2,087 (12)	3,059 (29)
	利 回 り	0.17%	0.20%
国際業務	平均残高	175,601	141,150
	利 息	2,398	2,554
	利 回 り	1.37%	1.81%
合計	平均残高	1,373,800	1,634,023
	利 息	4,472	5,584
	利 回 り	0.33%	0.34%
利ざや			
国内業務		0.24%	0.18%
国際業務		0.06%	0.10%
合計		0.27%	0.29%

(注) 1. ()内は、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)です。
 2. 国際業務の外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(当日のT.T.M.を当日のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しています。
 3. 合計については、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しています。

■受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

種 類		2022年3月期	2023年3月期
受取利息			
国内業務	残高による増減	599	888
	利率による増減	△ 700	△ 247
	純 増 減	△ 101	640
国際業務	残高による増減	△ 259	44
	利率による増減	4	1,264
	純 増 減	△ 255	1,308
小計		△ 357	1,949
支払利息			
国内業務	残高による増減	237	610
	利率による増減	△ 688	361
	純 増 減	△ 451	971
国際業務	残高による増減	251	△ 470
	利率による増減	△ 545	626
	純 増 減	△ 293	156
小計		△ 744	1,128
合 計		387	820

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。

■役員取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		2022年3月期	2023年3月期
役員取引等収益	国内業務	4,323	5,698
	国際業務	222	236
	合 計	4,545	5,934
うち 預金・貸出関連業務	国内業務	1,206	1,984
	国際業務	11	8
	合 計	1,218	1,993
うち 為替業務	国内業務	312	267
	国際業務	84	91
	合 計	397	359
うち 証券関連業務	国内業務	423	367
	国際業務	1	0
	合 計	424	368
うち 代理業務	国内業務	604	712
	国際業務	—	—
	合 計	604	712
うち 投資顧問業務	国内業務	1	1
	国際業務	—	—
	合 計	1	1
役員取引等費用	国内業務	1,039	942
	国際業務	44	49
	合 計	1,083	992
うち 為替業務	国内業務	173	106
	国際業務	29	39
	合 計	203	146

主要な業務の状況を示す指標

■ 特定取引収支の内訳

該当ありません。

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種 類	2022年3月期	2023年3月期
外国為替売買損益	国内業務	—
	国際業務	△ 1,583
	合 計	△ 1,583
国債等債券関係損益	国内業務	△ 2,779
	国際業務	△ 1,482
	合 計	△ 4,262
金融派生商品損益	国内業務	△ 91
	国際業務	2,312
	合 計	2,221
その他	国内業務	60
	国際業務	—
	合 計	60
合 計	国内業務	△ 2,810
	国際業務	△ 752
	合 計	△ 3,563

■ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

種 類	2022年3月期	2023年3月期
給料・手当	5,290	5,459
福利厚生費	951	963
減価償却費	2,740	2,605
建物機械賃借料	582	584
消耗品費	38	39
通信費	599	662
租税公課	863	846
その他	5,067	5,184
小 計	16,133	16,346
臨時的経費	33	32
合 計	16,167	16,378

内国為替・外国為替に関する指標

■ 外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

	2022年3月期	2023年3月期
仕向為替	売渡為替	11,977
	買入為替	—
被仕向為替	支払為替	13,135
	取立為替	1
合 計	25,114	29,641

■ 外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

	2022年3月末	2023年3月末
外貨建資産残高	1,692	1,119

■ 内国為替取扱高

(単位：億円、千口)

	2022年3月期	2023年3月期
送金為替	各地へ向けた分	金額 100,007
		口数 1,499
	各地より受けた分	金額 153,480
		口数 258
代金取立	各地へ向けた分	金額 —
		口数 —
	各地より受けた分	金額 —
		口数 —

預金に関する指標

■ 預金科目別残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2022年3月末	2023年3月末
預 金			
流動性預金	国内業務	438,306 (36.9%)	501,719 (35.2%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	438,306 (36.9%)	501,719 (35.2%)
うち 有利息預金	国内業務	328,606 (27.6%)	364,818 (25.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	328,606 (27.6%)	364,818 (25.6%)
定期性預金	国内業務	497,777 (41.9%)	579,066 (40.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	497,777 (41.9%)	579,066 (40.7%)
うち 固定金利定期預金	国内業務	443,877 (37.4%)	497,466 (34.9%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	443,877 (37.4%)	497,466 (34.9%)
うち 変動金利定期預金	国内業務	53,900 (4.5%)	81,600 (5.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	53,900 (4.5%)	81,600 (5.7%)
そ の 他	国内業務	1,259 (0.1%)	1,849 (0.1%)
	国際業務	90,519 (7.6%)	89,554 (6.2%)
	合 計	91,779 (7.7%)	91,404 (6.4%)
合 計	国内業務	937,344 (79.0%)	1,082,636 (76.0%)
	国際業務	90,519 (7.6%)	89,554 (6.2%)
	合 計	1,027,863 (86.6%)	1,172,191 (82.3%)
譲渡性預金	国内業務	158,456 (13.3%)	250,556 (17.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	158,456 (13.3%)	250,556 (17.6%)
総 合 計	国内業務	1,095,800 (92.3%)	1,333,192 (93.7%)
	国際業務	90,519 (7.6%)	89,554 (6.2%)
	合 計	1,186,320 (100.0%)	1,422,747 (100.0%)

■ 預金科目別平均残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2022年3月期	2023年3月期
預 金			
流動性預金	国内業務	367,727 (33.1%)	422,667 (32.0%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	367,727 (33.1%)	422,667 (32.0%)
うち 有利息預金	国内業務	299,894 (27.0%)	346,402 (26.2%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	299,894 (27.0%)	346,402 (26.2%)
定期性預金	国内業務	474,367 (42.8%)	583,704 (44.2%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	474,367 (42.8%)	583,704 (44.2%)
うち 固定金利定期預金	国内業務	420,745 (37.9%)	511,162 (38.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	420,745 (37.9%)	511,162 (38.7%)
うち 変動金利定期預金	国内業務	53,621 (4.8%)	72,541 (5.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	53,621 (4.8%)	72,541 (5.5%)
そ の 他	国内業務	5,208 (0.4%)	4,082 (0.3%)
	国際業務	109,766 (9.9%)	91,344 (6.9%)
	合 計	114,975 (10.3%)	95,426 (7.2%)
合 計	国内業務	847,303 (76.4%)	1,010,455 (76.6%)
	国際業務	109,766 (9.9%)	91,344 (6.9%)
	合 計	957,070 (86.3%)	1,101,799 (83.5%)
譲渡性預金	国内業務	151,027 (13.6%)	216,682 (16.4%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	151,027 (13.6%)	216,682 (16.4%)
総 合 計	国内業務	998,330 (90.0%)	1,227,137 (93.0%)
	国際業務	109,766 (9.9%)	91,344 (6.9%)
	合 計	1,108,097 (100.0%)	1,318,481 (100.0%)

預金に関する指標

■ 定期性預金の区分ごとの残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	期 間	2022年3月末	2023年3月末
固定金利定期預金	3カ月未満	164,638	149,044
	3カ月以上6カ月未満	79,372	63,525
	6カ月以上1年未満	132,457	140,484
	1年以上2年未満	9,636	18,325
	2年以上3年未満	4,072	3,587
	3年以上	53,700	122,500
	小 計	443,877	497,466
変動金利定期預金	3カ月未満	—	—
	3カ月以上6カ月未満	—	—
	6カ月以上1年未満	—	—
	1年以上2年未満	—	—
	2年以上3年未満	—	600
	3年以上	53,900	81,000
小 計	53,900	81,600	
その他の定期預金	3カ月未満	—	—
	3カ月以上6カ月未満	—	—
	6カ月以上1年未満	—	—
	1年以上2年未満	—	—
	2年以上3年未満	—	—
3年以上	—	—	
小 計	—	—	
合 計		497,777	579,066

■ 預金者別残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

区 分	2022年3月末	2023年3月末
個 人	478,305 (46.5%)	490,155 (41.8%)
法 人	449,652 (43.7%)	549,486 (46.8%)
そ の 他	99,906 (9.7%)	132,548 (11.3%)
合 計	1,027,863 (100.0%)	1,172,191 (100.0%)

(注) 譲渡性預金は含まれておりません。

貸出金等に関する指標

■ 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

種 類	2022年3月末	2023年3月末
手形貸付	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
証書貸付	国内業務	117,895
	国際業務	38,186
	合 計	156,082
当座貸越	国内業務	538,824
	国際業務	18,073
	合 計	556,897
割引手形	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
合 計	国内業務	656,720
	国際業務	56,260
	合 計	712,980

■ 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

種 類	2022年3月期	2023年3月期
手形貸付	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
証書貸付	国内業務	121,958
	国際業務	40,804
	合 計	162,762
当座貸越	国内業務	456,113
	国際業務	17,273
	合 計	473,386
割引手形	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
合 計	国内業務	578,072
	国際業務	58,077
	合 計	636,149

■ 貸出金の区分ごとの残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	期 間	2022年3月末	2023年3月末
固定金利	1年以下	591,476	657,199
	1年超3年以下	11,333	28,100
	3年超5年以下	16,678	25,372
	5年超7年以下	8,070	16,447
	7年超	23,762	14,728
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	59,845	84,648
変動金利	1年超3年以下	23,652	32,271
	3年超5年以下	25,532	15,222
	5年超7年以下	3,800	2,151
	7年超	8,672	6,728
	期間の定めのないもの	—	—
小 計	61,658	56,374	
合 計		712,980	798,222

貸出金等に関する指標

■ 貸出金の担保種類別残高

(単位：百万円)

種 類	2022年3月末	2023年3月末
有価証券	566,216	659,476
債権	—	—
商品	—	—
不動産	21,646	25,109
その他	11,387	21,433
小計	599,251	706,019
保証	18,118	15,219
信用	95,611	76,984
合 計	712,980	798,222
(うち劣後特約付き貸出金)	(—)	(—)

■ 支払承諾見返の担保種類別残高

支払承諾見返については、該当ありません。

■ 貸出金の用途別残高

(単位：百万円、カッコ内は構成比)

種 類	2022年3月末	2023年3月末
設備資金	129,640 (18.1%)	130,249 (16.3%)
運転資金	583,340 (81.8%)	667,973 (83.6%)
合 計	712,980 (100.0%)	798,222 (100.0%)

■ 貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、カッコ内は構成比)

種 類	2022年3月末	2023年3月末
製造業	10,052 (1.4%)	4,784 (0.5%)
建設業	— (—)	549 (0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,936 (0.5%)	3,829 (0.4%)
情報通信業	15,000 (2.1%)	15,000 (1.8%)
運輸業	3,620 (0.5%)	2,253 (0.2%)
卸売業・小売業	7,449 (1.0%)	10,610 (1.3%)
金融業・保険業	37,832 (5.3%)	35,532 (4.4%)
不動産業	63,784 (8.9%)	63,523 (7.9%)
物品賃貸業	13,960 (1.9%)	13,080 (1.6%)
各種サービス業	210,218 (29.4%)	248,968 (31.1%)
その他	347,125 (48.6%)	400,090 (50.1%)
合 計	712,980 (100.0%)	798,222 (100.0%)

■ 中小企業等に関する貸出金残高

(単位：件、百万円)

		2022年3月末	2023年3月末
総貸出金残高(A)	貸出件数	10,844	11,978
	金額	712,980	798,222
中小企業等貸出金残高(B)	貸出件数	10,818	11,958
	金額	658,693	752,908
比率(%) (B/A)	貸出件数	99.7%	99.8%
	金額	92.3%	94.3%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業・飲食業・物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業・物品賃貸業等は100人、小売業・飲食業は50人)以下の会社及び個人です。

貸出金等に関する指標

銀行法及び再生法に基づく債権と保全状況

(単位：百万円)

	2022年3月末	2023年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	1,962	—
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計 (A)	1,962	—
正常債権 (B)	714,453	802,221
総計 (A+B)	716,415	802,221
担保・保証による保全額	—	—
個別貸倒引当金	1,373	—
保全額計 (C)	1,373	—
カバー率 (C/A)	70%	—

貸倒引当金残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	2022年3月末	2023年3月末
一般貸倒引当金	1,080	1,150
(前期末比増減)	(△ 200)	(70)
個別貸倒引当金	1,662	288
(前期末比増減)	(1,373)	(△ 1,373)
特定海外債権引当勘定	—	—
(前期末比増減)	(—)	(—)
合計	2,742	1,439

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2022年3月期	2023年3月期
貸出金償却額	0	—

有価証券等に関する指標

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	残存期間	2022年3月末	2023年3月末	
国債	1年以下	—	—	
	1年超3年以下	—	5,056	
	3年超5年以下	25,213	20,107	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	9,958	—	
	10年超	34,677	28,325	
	期間の定めのないもの	—	—	
	小計	69,848	53,488	
	地方債	1年以下	11,591	19,642
		1年超3年以下	49,480	50,135
3年超5年以下		70,509	15,163	
5年超7年以下		11,662	1,407	
7年超10年以下		803	—	
10年超		—	—	
期間の定めのないもの		—	—	
小計		144,047	86,348	
短期社債		1年以下	—	—
		1年超3年以下	—	—
	3年超5年以下	—	—	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	—	—	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	—	—	
	小計	—	—	
	社債	1年以下	—	800
		1年超3年以下	3,017	17,818
3年超5年以下		32,174	20,331	
5年超7年以下		8,189	—	
7年超10年以下		—	—	
10年超		13,454	2,892	
期間の定めのないもの		—	—	
小計		56,835	41,842	
株式		1年以下	—	—
		1年超3年以下	—	—
	3年超5年以下	—	—	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	—	—	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	—	—	
	小計	—	—	
	外国債券	1年以下	44,069	53,830
		1年超3年以下	70,058	65,978
3年超5年以下		75,198	15,237	
5年超7年以下		—	—	
7年超10年以下		5,317	5,442	
10年超		279	246	
期間の定めのないもの		—	—	
小計		194,923	140,735	
外国株式		1年以下	—	—
		1年超3年以下	—	—
	3年超5年以下	—	—	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	—	—	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	13	13	
	小計	13	13	
	その他の証券	1年以下	2	1
		1年超3年以下	54	2
3年超5年以下		4	3	
5年超7年以下		2	1	
7年超10年以下		7,465	2	
10年超		0	0	
期間の定めのないもの		14,354	3,533	
小計		21,885	3,544	
合計		487,554	325,974	

有価証券等に関する指標

■ 有価証券種類別残高

(単位:百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2022年3月末	2023年3月末
国 債	国内業務	69,848 (14.3%)	53,488 (16.4%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	69,848 (14.3%)	53,488 (16.4%)
地方債	国内業務	144,047 (29.5%)	86,348 (26.4%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	144,047 (29.5%)	86,348 (26.4%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	56,835 (11.6%)	41,842 (12.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	56,835 (11.6%)	41,842 (12.8%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	194,923 (39.9%)	140,735 (43.1%)
	合 計	194,923 (39.9%)	140,735 (43.1%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	13 (0.0%)	13 (0.0%)
	合 計	13 (0.0%)	13 (0.0%)
その他の証券	国内業務	17,419 (3.5%)	3,544 (1.0%)
	国際業務	4,465 (0.9%)	— (—)
	合 計	21,885 (4.4%)	3,544 (1.0%)
合 計	国内業務	288,151 (59.1%)	185,224 (56.8%)
	国際業務	199,402 (40.8%)	140,749 (43.1%)
	合 計	487,554 (100.0%)	325,974 (100.0%)

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2022年3月期	2023年3月期
国 債	国内業務	70,838 (15.6%)	57,005 (13.4%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	70,838 (15.6%)	57,005 (13.4%)
地方債	国内業務	119,066 (26.3%)	123,433 (29.1%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	119,066 (26.3%)	123,433 (29.1%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	50,269 (11.1%)	48,040 (11.3%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	50,269 (11.1%)	48,040 (11.3%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	187,805 (41.6%)	183,397 (43.3%)
	合 計	187,805 (41.6%)	183,397 (43.3%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	12 (0.0%)	13 (0.0%)
	合 計	12 (0.0%)	13 (0.0%)
その他の証券	国内業務	18,948 (4.1%)	8,660 (2.0%)
	国際業務	4,490 (0.9%)	2,479 (0.5%)
	合 計	23,439 (5.1%)	11,139 (2.6%)
合 計	国内業務	259,123 (57.4%)	237,139 (56.0%)
	国際業務	192,308 (42.5%)	185,890 (43.9%)
	合 計	451,432 (100.0%)	423,030 (100.0%)

有価証券等の時価情報

■ 売買目的有価証券

該当ありません。

■ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	2022年3月末	2023年3月末
満期保有目的の債券	—	—
その他有価証券		
非上場外国証券	13	13
その他	4,849	1,441

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	2022年3月末	2023年3月末	
国 債	貸借対照表計上額	25,213	25,163
	時価	27,505	26,983
	差額	2,292	1,819
	うち益	2,292	1,819
	うち損	—	—

(注) 1. 時価は、当該期末日における市場価格等に基づいております。
2. 国債以外は該当ありません。

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	2022年3月末	2023年3月末	
株 式	取得原価	—	—
	貸借対照表計上額	—	—
	評価差額	—	—
国 債	取得原価	45,311	30,180
	貸借対照表計上額	44,635	28,325
	評価差額	△ 676	△ 1,855
	評価差額益	337	—
	評価差額損	1,013	1,855
	地方債		
地 方 債	取得原価	144,366	86,442
	貸借対照表計上額	144,047	86,348
	評価差額	△ 319	△ 94
債 券	取得原価	56,796	42,014
	貸借対照表計上額	56,835	41,842
	評価差額	39	△ 171
社 債	取得原価	246,475	158,637
	貸借対照表計上額	245,518	156,516
	評価差額	△ 956	△ 2,121
小 計	取得原価	217,493	149,275
	貸借対照表計上額	211,960	142,838
	評価差額	△ 5,533	△ 6,437
そ の 他	取得原価	463,968	307,912
	貸借対照表計上額	457,478	299,354
	評価差額	△ 6,489	△ 8,558
合 計	取得原価	1,236	261
	貸借対照表計上額	7,726	8,819
	評価差額	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、当該期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■ 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	2022年3月末	2023年3月末	
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	契約額等	75,100	157,300
			うち1年超	75,100	157,300
			時価	△ 5,092	△ 10,162
			評価損益	△ 5,092	△ 10,162
		受取変動・支払固定	契約額等	—	—
		うち1年超	—	—	
		時価	—	—	
		評価損益	—	—	
		受取変動・支払変動	契約額等	85,600	113,300
		うち1年超	85,600	113,300	
		時価	△ 9,140	△ 14,665	
		評価損益	△ 9,140	△ 14,665	
		受取固定・支払固定	契約額等	—	—
		うち1年超	—	—	
		時価	—	—	
		評価損益	—	—	
時価合計			△ 14,233	△ 24,828	
評価損益合計			△ 14,233	△ 24,828	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 金利関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価益が2023年3月末では24,828百万円、2022年3月末では14,233百万円ございます。

■ 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	2022年3月末	2023年3月末	
店頭	通貨スワップ	契約額等	44,401	31,091	
		うち1年超	30,082	25,616	
		時価	△ 233	1,952	
		評価損益	△ 233	1,952	
	為替予約	売建	契約額等	596,705	442,411
			うち1年超	7,692	8,349
			時価	△ 25,948	△ 4,760
			評価損益	△ 25,948	△ 4,760
		買建	契約額等	566,992	402,228
			うち1年超	7,695	8,349
			時価	24,031	3,309
			評価損益	24,031	3,309
	通貨オプション	売建	契約額等	54,791	29,499
			うち1年超	—	—
			時価	1,138	330
			評価損益	△ 676	230
買建		契約額等	5,074	12,127	
		うち1年超	—	—	
		時価	284	211	
		評価損益	270	△ 108	
時価合計			△ 728	1,043	
評価損益合計			△ 2,556	623	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 通貨関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価損が2023年3月末では53百万円、評価益が2022年3月末では507百万円ございます。

■ 株式関連取引

該当ありません。

■ 債券関連取引

該当ありません。

■ 商品関連取引

該当ありません。

■ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

■ その他

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■ 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2022年3月末			2023年3月末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ	預金、貸出金、その他有価証券(債券)	177,039	160,865	△ 410	147,291	98,938	2,591
	受取変動・支払固定		177,039	160,865	△ 410	147,291	98,938	2,591
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券	25,000	25,000	△ 2,033	25,000	25,000	△ 1,501
	受取変動・支払固定		25,000	25,000	△ 2,033	25,000	25,000	△ 1,501
合計			—	—	△ 2,444	—	—	1,089

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号)に基づき、個別ヘッジによる繰延ヘッジの他、一部については包括ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

■ 通貨関連取引

該当ありません。

■ 株式関連取引

該当ありません。

■ 債券関連取引

該当ありません。

信託業務に関する指標

■ 信託財産残高表

(単位：百万円)

	2022年3月末	2023年3月末
資 産		
貸出金	358,184	328,134
証書貸付	358,184	328,134
有価証券	4,831,364	5,493,243
国債	1,321,889	1,637,315
地方債	78,880	100,434
社債	573,534	614,753
株式	436,385	434,538
外国証券	1,343,552	1,463,046
その他の証券	1,077,121	1,243,155
投資信託有価証券	19,938,145	19,762,948
投資信託外国投資	10,320,805	10,131,972
信託受益権	170	—
受託有価証券	1,167,304	1,210,581
金銭債権	65,005	77,120
生命保険債権	10,141	10,712
その他の金銭債権	54,864	66,407
その他債権	399,806	498,160
コールローン	1,399,861	1,316,652
銀行勘定貸	143,138	235,430
現金預け金	250,387	275,063
預け金	250,387	275,063
合 計	38,874,173	39,329,306
負 債		
指定金銭信託	448,912	418,450
特定金銭信託	2,435,357	2,933,316
年金信託	812	819
投資信託	31,855,479	31,600,417
金銭信託以外の金銭の信託	538,971	709,239
有価証券の信託	2,530,131	2,599,658
金銭債権の信託	1,579	1,519
包括信託	1,062,929	1,065,884
合 計	38,874,173	39,329,306

(注) 1. 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。

■ 元本補てん契約のある信託の内訳 合同運用指定金銭信託

(単位：百万円)

	2022年3月末	2023年3月末
資 産		
貸出金	—	—
有価証券	—	—
銀行勘定貸	34,289	145,313
その他	—	—
合 計	34,289	145,313
負 債		
元本	34,289	145,313
債権償却準備金	—	—
その他	0	0
合 計	34,289	145,313

(注) 元本補てん契約のある信託に係る債権は全て正常債権に該当し、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものはございません。

■ 金銭信託等の種類別有価証券ごとの運用残高

(単位：百万円)

	種 類	2022年3月末	2023年3月末
金銭信託	国債	269,058	366,637
	地方債	5,166	7,204
	短期社債	—	—
	社債	332,102	358,906
	株式	40,359	38,802
	その他の証券	1,645,277	2,006,524
	期末運用残高計	2,291,964	2,778,075
年金信託	国債	—	—
	地方債	—	—
	短期社債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他の証券	650	650
	期末運用残高計	650	650
合 計	国債	269,058	366,637
	地方債	5,166	7,204
	短期社債	—	—
	社債	332,102	358,906
	株式	40,359	38,802
	その他の証券	1,645,927	2,007,174
	期末運用残高計	2,292,614	2,778,725

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

■ 信託期間別の金銭信託の元本残高

(単位：百万円)

	期 間	2022年3月末	2023年3月末
金銭信託	1年未満	999,703	1,199,554
	1年以上2年未満	1,003	1,213
	2年以上5年未満	3,397	3,773
	5年以上	495,426	529,050
	その他のもの	—	—
	合 計	1,499,530	1,733,591

信託業務に関する指標

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）

（単位：百万円、かつこ内は構成比）

種 類	2022年3月末	2023年3月末
証書貸付	344,634 (100.0%)	324,031 (100.0%)
手形貸付	— (—)	— (—)
割引手形	— (—)	— (—)
合 計	344,634 (100.0%)	324,031 (100.0%)

（注）信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等にかかる貸出金残高です。貸出金残高（科目別）以下、（契約期間別）、（担保種類別）、（業種別）、（使途別）、中小企業向け貸出の各表も同様です。

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）

（単位：百万円）

期 間	2022年3月末	2023年3月末
1年以下	334,100	314,400
1年超3年以下	—	—
3年超5年以下	—	—
5年超7年以下	—	—
7年超	10,534	9,631
合 計	344,634	324,031

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）

（単位：百万円）

種 類	2022年3月末	2023年3月末
有価証券	305,100	282,000
債権	—	—
商品	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	305,100	282,000
保証	—	—
信用	39,534	42,031
合 計	344,634	324,031

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）

（単位：百万円、かつこ内は構成比）

種 類	2022年3月末	2023年3月末
情報通信業	29,000 (8.4%)	32,400 (9.9%)
金融業・保険業	305,100 (88.5%)	282,000 (87.0%)
地方公共団体	10,534 (3.0%)	9,631 (2.9%)
合 計	344,634 (100.0%)	324,031 (100.0%)

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）

（単位：百万円）

種 類	2022年3月末	2023年3月末
設備資金	—	—
運転資金	344,634	324,031
合 計	344,634	324,031

■ 金銭信託等に係る中小企業向け貸出

（単位：百万円）

	2022年3月末	2023年3月末
総貸出金（A）	344,634	324,031
中小企業等に対する貸出金残高（B）	29,000	32,400
比率（%）（B/A）	8.4%	10.0%

（注）中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人です。

■ 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高

（単位：百万円）

種 類	2022年3月末	2023年3月末	
金銭信託	貸出金	344,634	324,031
	有価証券	2,291,964	2,778,075
	暗号資産	—	—
	合 計	2,636,599	3,102,107
年金信託	貸出金	—	—
	有価証券	650	650
	暗号資産	—	—
	合 計	650	650
貸出金合計	344,634	324,031	
有価証券合計	2,292,614	2,778,725	
暗号資産合計	—	—	
貸出金、有価証券及び暗号資産合計	2,637,249	3,102,757	

（注）財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

経営諸比率の状況

■ 総資金利ざや

(単位：%)

		2022年3月期	2023年3月期
資金運用利回り	国内業務	0.41	0.38
	国際業務	1.43	1.91
	合計	0.60	0.63
資金調達原価	国内業務	1.43	1.22
	国際業務	1.93	2.51
	合計	1.50	1.34
総資金利ざや	国内業務	△ 1.02	△ 0.84
	国際業務	△ 0.50	△ 0.60
	合計	△ 0.90	△ 0.71

■ 利益率

(単位：%)

		2022年3月期	2023年3月期
総資産利益率 (ROA)	業務純益率	0.33	0.13
	経常利益率	0.24	0.12
	当期純利益率	0.15	0.08
資本利益率 (ROE)	業務純益率	5.50	2.72
	経常利益率	3.96	2.55
	当期純利益率	2.57	1.75

■ 業務粗利益率

(単位：%)

		2022年3月期	2023年3月期
業務粗利益率	国内業務	1.52	1.18
	国際業務	1.30	0.91
	合計	1.49	1.15

■ 預貸率

(単位：%)

		2022年3月期	2023年3月期
期末残高	国内業務	59.9	56.5
	国際業務	62.1	50.1
	合計	60.1	56.1
期中平均	国内業務	57.9	56.8
	国際業務	52.9	59.5
	合計	57.4	57.0

■ 預証率

(単位：%)

		2022年3月期	2023年3月期
期末残高	国内業務	26.2	13.8
	国際業務	220.2	157.1
	合計	41.0	22.9
期中平均	国内業務	25.9	19.3
	国際業務	175.1	203.5
	合計	40.7	32.0

■ 1店舗当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	2022年3月末	2023年3月末
預金額	1,186,320	1,422,747
貸出金	712,980	798,222
信託資金量	2,885,082	3,352,586

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

■ 従業員1人当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	2022年3月末	2023年3月末
預金額	2,349	2,654
貸出金	1,411	1,489
信託資金量	5,713	6,254

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

役員報酬

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(以下、あわせて「対象役職員」という。)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」または「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」等を「対象従業員等」として開示の対象としており、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関である経営会議のメンバーである執行役員がこれに当たります。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及び当社経営に重要な影響を与える連結子法人等をいうものとしております。

なお、当社には該当するものではありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では基準額を5千万円に設定しております。当該基準額は、当社の過去3年間における役員報酬額の平均をもとに設定しております。

(ウ) 「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、また取引等に損失が発生することにより財務の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当社は、取締役の報酬について会社法の規定に従い、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定めております。なお、監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について株主総会で意見を述べる事ができるものとしております。

(3) 報酬等に関する株主総会等の開催数

開催回数 (2022年4月～2023年3月)	
株主総会	2回

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 対象役職員の報酬等に関する方針について

当社は、「信託兼営金融機関として、銀行業務の公共性を重んじ、信用維持及び預金者保護を図ることで金融の円滑化に資するとともに、受託者責任を全うすることを通じて、健全かつ適切な運営を行うこと」、「専門性及び効率性を高めることに継続的に取り組むことで、より高度かつ信頼性の高いサービスを提供し、収益性を着実に高めていくこと」及び「野村グループが提供する金融サービスの一翼を担い、野村グループの経営目標の達成に尽力すること」という当社の経営方針に基づいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度としては、役員の報酬等の構成を、

① ベースサラリー

② 年次賞与(現金賞与、繰延報酬)

としております。

① ベースサラリーは、役員としての職務内容・人物評価・業績実績等を勘案して決定される基本給です。

② 年次賞与は以下のとおりとなっております。

・現金賞与は、当社及び野村グループの業績を勘案して決定しております。

・繰延報酬は、2018年3月期より譲渡制限株式ユニット(RSU)を基本的な支給方法として導入し、従来の基本繰延報酬および追加繰延報酬を代替致しました。

繰延報酬は、報酬の経済的価値を当社の親会社である野村ホールディングスの株価にリンクすることや一定の受給

資格確定期間を置くことによって、中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進という効果が期待されるものです。

(i) 譲渡制限株式ユニット

自己都合によって退職しない等の一定の要件を満たすことを条件に、予め定めるユニット数に応じた数の野村ホールディングスの普通株式等を交付するものです。

(2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

役員の報酬等については当期の損益の状況、今後の自己資本政策等との整合性を確認した上で、株主総会にて報酬額を決定しており、将来の自己資本の十分に重大な影響を与えないことを、グループの連結財務実績及び当社の業績によって確認しております。また、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、上記2.(1)の対象役職員の報酬等に関する方針に基づき、また、同(2)の報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響を確認し、株主総会にて決定される仕組みになっております。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	人数(名)	報酬等の総額(百万円)			年次賞与の総額		
		報酬等の総額	固定報酬の総額	ベースサラリー	現金賞与	繰延報酬	
対象役員 (除く社外取締役)	2	95	71	71	23	20	3
対象従業員等	9	383	239	239	143	123	21

(注) 当期報酬は、2023年3月期に対応する報酬額です(過去の繰延報酬等は含みません)。

5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (自己資本の構成)

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2022年3月末	2023年3月末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	92,034	92,810
うち、資本金及び資本剰余金の額	78,270	78,270
うち、利益剰余金の額	14,933	15,310
うち、自己株式の額(△)	—	—
うち、社外流出予定額(△)	1,169	770
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,080	1,150
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,080	1,150
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	93,114	93,960
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,092	3,643
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,092	3,643
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

(単位:百万円)

項目	2022年3月末	2023年3月末
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,092	3,643
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	89,022	90,317
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	527,768	413,192
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	35,577	39,989
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	563,346	453,182
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	15.80%	19.92%

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

定性的開示事項

- 一 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

当社におきまして、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」である金融庁告示第十九号(以下「自己資本比率告示」という。)第四十条で定められている普通株式を中心に自己資本の充実を図っており、普通株式による自己資本調達のほかは、毎年の利益の一部から利益準備金もしくはその他利益剰余金を積み立てております。

- 二 自己資本充実度に関する評価方法の概要

信用リスク及びオペレーショナル・リスクについては、自己資本比率告示に基づき、リスクアセット額に8%を乗じた額と自己資本の額との対比を行い、自己資本の充実度の評価を行っております。

自己資本比率告示に基づくBIS規制で単体自己資本比率を計測する際の評価方法は、信用リスクにつきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額につきましては、粗利益配分手法を採用しております。リスク資本につきましては、規制資本(コア資本)との対比を踏まえた予算化を行った上、月次で実績をモニタリングし、規制資本(コア資本)との対比とをあわせて、毎月のリスク管理委員会等で報告しております。現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程、与信決裁等管理規程、担保規程等に基づき、厳格な与信審査、与信管理を行い、リスク分散、ポートフォリオ分散に留意し、オン・バランス取引及びオフ・バランス取引を統合的に管理し、適切に信用リスク管理を行っております。ポートフォリオ分散につきましては、毎月のリスク管理委員会等に報告し、そのリスク分散の状況について検証しております。

- (1) 信用格付制度

信用格付は、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。

審査にあたっては、信用格付をベースに、金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、信用リスク管理を厳正に行っております。

- (2) エクスポート(与信額)管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポートの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポート方式によるモニタリングを実施しております。これらをベースに、過去の信用格付別のデフォルト率等を計量的に分析し、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

- (3) 自己査定

与信にかかわる資産の自己査定は、金融庁の「金融検査マニュアル」(2019年12月18日廃止)等を踏まえた資産査定規程に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに、厳正な債権の分類による自己査定を実施しております。

- (4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、貸倒償却・引当要領に則り、次のとおり計上いたします。

債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権につきましては、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。

債務者区分が破綻懸念先に対する債権につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権につきましては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

- ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)

リスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)

- (2) エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)

- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。当社は、自己資本比率告示に基づき、①適格金融資産担保、②保証又はクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金との相殺を採用しております。

当社が金融資産を貸出金などの債権等の担保としている場合は、担保でカバーされている部分を調整した上で控除する包括的手法により信用リスク削減効果を反映させております。適格金融資産は、現金、自行預金、国債等ソブリン(政府、中央銀行、公共部門)が発行する債券、発行者の外部格付がBBB-以上の債券、上場株式、投資信託等であります。保証、クレジット・デリバティブの場合は、債務者のリスク・ウェイトを、保証人やプロテクションの提供者のリスク・ウェイトに置き換える置換え方式により信用リスク削減効果を反映させております。適格な保証人、プロテクション提供者は、中央政府、日本の地方公共団体・政府関係機関、外国の公共部門、国際開発銀行、銀行・証券会社等で原債務者より低いリスク・ウェイトのもの、及び適格格付機関が格付を付与しているものとしております。

貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいつでも特定できること、自行預金が継続されないリスクが監視・管理されていること、相殺後の額が監視・管理されていることを満たすようにしております。

- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引(デリバティブ取引)の場合、取引相手に対する信用リスクに係る信用リスク・アセット額は、与信相当額にリスク・ウェイトを掛けて算出しております。当社は、カレント・エクスポート方式により、与信相当額を算出しております。

- (1) 担保による保全及び引当金の算定方針

取引先の信用力に応じて適切な保全措置を行っております。一部の取引相手とはISDA Credit Support Annex(CSA)等を締結しております。引当金については、債権に準じて、取引先の信用力に応じて、クレジットリザーブを算出しております。

- (2) 当社の信用力悪化により担保を追加的に提供する可能性

ISDA Credit Support Annex(CSA)等を締結する取引においては、当社の格付低下等の信用力悪化によって追加的に担保を取引相手に提供する義務が発生するものがあります。

- 六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、「投資家」として証券化商品への投資を行っており、「オリジネーター」もしくは「サービサー」として証券化取引は行っておりません。

当社が、「投資家」として関わる場合は、リスク管理委員会において投資方針と投資商品のリスク内容を分析した上で、毎期投資上限を定めることとしております。また、新しい投資商品や運用手法への投資を検討する場合は、新規商品等検討委員会、リスク管理委員会において協議した上で投資を行う態勢としております。

当社は貸付債権、リース債権等を裏付けとした証券化商品への投資を行っており、保有する証券化商品に関連した信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは、貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わりません。また、裏付資産の格付やデフォルト率の変化等により時価が変動するリスクを有しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

- 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで(自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
個別銘柄への投資にあたっては、裏付資産等の内容・分散度合い、優先劣後構造等スキームの内容を十分に分析・評価を行い、慎重な投資判断を行っております。また、投資した後は、当社が指定する格付機関が付与する格付の継続的なモニタリングや時価チェックを実施し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っております。
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
該当ありません。
- ニ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当社は、自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額は外部格付準拠方式に基づいて算出しております。外部格付準拠方式を用いることが出来ない場合には、1,250%のリスク・ウェイトを適用しております。
- ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。
- ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
- ト 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
- チ 証券化取引に関する会計方針
それぞれの金融資産について、金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)
リスク・ウェイトの判定には、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
該当ありません。
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。
- 七 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクにつきましては、当社の業務の過程、役員及び社員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。当社は、統合的リスク管理規程に基づき、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、法務コンプライアンスリスク、外部委託リスク、人的リスク、有形資産リスク、その他のオペレーショナル・リスクについて管理することとし、これらに関連して、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、情報セキュリティリスク管理規程、法務コンプライアンスリスク管理規程、外部委託リスク管理規程、人的リスク管理規程、有形資産リスク管理規程を定めております。
さらに、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をリスク統括部が行い、各種リスクについては専門の管理部署が管理を行っております。

■ オペレーショナル・リスクの管理部署(2023年3月末現在)

オペレーショナル・リスク	事務リスク	業務企画部
	システムリスク	IT統括部
	情報セキュリティリスク	コンプライアンス統括部・IT統括部
	法務コンプライアンスリスク	コンプライアンス統括部
	外部委託リスク	業務企画部
	人的リスク	人事総務部
	有形資産リスク	人事総務部
	その他のオペレーショナル・リスク	業務企画部

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当社は、BIS規制のオペレーショナル・リスク相当額の計測につきましては、2011年3月期から粗利益配分手法を採用しております。自己資本比率告示に基づき、1年間の粗利益(業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役員取引等費用を加えたもの)を8つの業務区分に配分した上で、当該業務区分に応じて定められた掛目(12%~18%)を乗じて得た額(なお、当該8つの業務区分に配分できない業務の粗利益には、18%の掛目を乗ずる)を、すべての業務区分について合計して得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。
- 九 銀行勘定における銀行法施行令(1982年政令第四十号)第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資等」という。)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
出資等及び株式等エクスポージャーの保有は決裁権限規程、与信決裁等管理規程に基づき、その目的、金額等によりリスク管理委員会での決裁又は与信合議で決定いたします。
個別の投資に関するリスクの認識につきましては、投資対象の属性、保有の形態に応じて、VaR方式、純資産方式等で認識を行い、管理いたします。
なお、会計処理につきましては、会社法、銀行法、企業会計原則、会社会計規則、一般社団法人全国銀行協会通達「銀行業における決算経理要領」、その他一般に公正妥当と認められる基準に従って行っております。
当社は、BIS規制の信用リスク量の計測について標準的手法を採用しておりますので、重要な出資等ではない株式等エクスポージャーの額に100%のリスク・ウェイトを適用しております。
- 十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
自己資本管理規程及び市場リスク管理規程に従って、自己資本比率告示に基づき計算を行っております。金利感応度を有する銀行勘定の資産・負債のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産・負債管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。
 - ロ 金利リスクの算定手法の概要
 - (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 - (ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、「金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク」としております。
当行では、金利に感応する資産、負債、オフ・バランス取引を対象としております。
 - (イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
金利感応度を有する銀行勘定の資産、負債、オフ・バランス取引のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産、負債、オフ・バランス取引管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。
 - (ウ) 金利リスク計測の頻度
金利リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）

（エ）ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

時価変動リスクの管理を目的として、有価証券及び貸出金に対して金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しています。ヘッジ手段の会計上の取扱いにつきましては、ヘッジ会計（包括ヘッジ及び個別ヘッジによる繰延ヘッジ）を適用しております。個別ヘッジの一部には金利スワップの特例処理を適用しております。

（次頁、バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）について記載）

（2）金利リスクの算定手法の概要

（ア）開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2023年3月末基準における流動性預金全体の金利改定平均満期は、1.765年です。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金全体の最長の金利改定満期を4.5年としています。
- ③ 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提
コア預金の残高及び滞留期間の推計に内部モデルを用いています。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出及び定期預金の期限前解約率は、金融庁が定める設定値を使用しています。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
金利リスクの算出に当たり、全通貨を対象としており、集計に当たっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しています。なお、重要性の観点より、一部の外国通貨については他の外国通貨に集計して金利リスクを算出しています。
- ⑥ スプレッドに関する前提
キャッシュ・フロー作成の金利にはスプレッドを含めています。一方で、割引金利についてはリスク・フリーレートを使用しています。
- ⑦ 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
主に有価証券の金利リスク量の減少により、△EVEが減少しています。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の△EVEは、金利リスク管理上、問題ないと認識しています。

（イ）銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ① 金利ショックに関する説明
当行では、VaRを用いて金利による時価変動リスク量を算出しています。VaRの算出には、過去2年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味
VaRについては、「ヒストリカル法」を採用し、過去2年間の金利データから算出した変化幅に指数加重移動平均を用いてウェイト付し、その1パーセント値を金利ショックとして使用しています。また、保有期間は20日としています。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (定量)

定量的な開示事項

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額につきましては粗利益配分手法を採用しております。

一 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	所要自己資本の額	
	2022年3月末	2023年3月末
外国の中央政府及び中央銀行向け	126	84
外国の中央政府等以外の公共部門向け	48	—
国際開発銀行向け	17	19
地方公共団体金融機構向け	57	61
我が国の政府関係機関向け	173	137
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	616	307
法人等向け	14,767	10,829
中小企業等向け及び個人向け	2,666	3,226
不動産取得等事業向け	946	833
その他	889	817
証券化	37	23
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	352	8
CVAリスク相当額	819	361
合計	21,520	16,708

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

ハ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対するエクスポージャーの区分ごとの所要自己資本の額

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分	所要自己資本の額	
	2022年3月末	2023年3月末
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	315	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	36	8

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額

2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

粗利益配分手法	2022年3月末	2023年3月末
	2,846	3,199

ヘ 単体総所要自己資本額 (国内基準)

(単位:百万円)

単体総所要自己資本額	2022年3月末	2023年3月末
	22,533	18,127

二 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) に関する事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

■ 信用リスクに関するエクスポージャーの残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

	2023年3月末				
	有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合計
製造業	10,742	4,784	—	17	15,544
建設業	1,300	549	—	1	1,850
電気・ガス・熱供給・水道業	9,261	3,829	—	18	13,109
情報通信業	—	15,000	—	21	15,021
運輸業	23,068	2,253	—	743	26,065
卸小売業	6,186	10,610	—	44	16,841
金融保険業	31,067	32,999	9,009	174,641	247,717
不動産業	2,870	63,523	—	25	66,419
物品賃貸業	3,204	13,080	—	632	16,916
各種サービス業	—	248,968	—	114	249,083
国・地方公共団体	172,968	—	—	696,548	869,516
その他	1,441	357,966	—	31,599	391,007
国内 計	262,110	753,565	9,009	904,408	1,929,094
海外	72,159	42,123	1,640	5,461	121,385
合計	334,269	795,689	10,650	909,870	2,050,479
残存期間別					
1年以下	74,542	657,192	7,827	905,851	1,645,413
1年超3年以下	142,832	60,372	768	2,617	206,591
3年超5年以下	72,528	40,470	726	750	114,475
5年超7年以下	1,422	17,196	102	—	18,721
7年超	39,627	20,456	1,225	—	61,309
期間の定めのないもの	3,317	—	—	651	3,968
合計	334,269	795,689	10,650	909,870	2,050,479

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

(単位:百万円)

		2022年3月末				合計
		有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	
地域別・業種別	製造業	9,934	10,052	—	37	20,024
	建設業	1,300	—	—	0	1,300
	電気・ガス・熱供給・水道業	11,472	3,936	—	20	15,429
	情報通信業	368	15,000	—	0	15,368
	運輸業	22,775	3,620	—	686	27,082
	卸小売業	8,925	7,449	—	47	16,422
	金融保険業	44,217	33,458	27,723	60,415	165,815
	不動産業	5,747	63,784	—	424	69,956
	物品賃貸業	2,970	13,960	—	1,119	18,049
	各種サービス業	2,678	210,218	—	114	213,010
	国・地方公共団体	251,753	—	—	315,667	567,420
	その他	1,964	294,632	—	31,301	327,898
	国内計	364,108	656,112	27,723	409,834	1,457,779
海外	111,487	52,493	5,645	28,565	198,191	
合計	475,595	708,606	33,369	438,399	1,655,971	
残存期間別	1年以下	55,562	591,476	30,241	430,837	1,108,118
	1年超3年以下	123,310	34,420	1,108	4,664	163,504
	3年超5年以下	205,933	38,401	685	8	245,028
	5年超7年以下	19,981	11,871	343	—	32,196
	7年超	65,398	32,435	989	—	98,823
	期間の定めのないもの	5,410	—	—	2,889	8,299
合計	475,595	708,606	33,369	438,399	1,655,971	

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

■ 一般貸倒引当金期末残高 (単位:百万円)

2022年3月末		2023年3月末	
	2021年3月末比		2022年3月末比
1,080	△ 200	1,150	70

■ 個別貸倒引当金期末残高 (地域別・業種別) (単位:百万円)

	2022年3月末		2023年3月末	
		2021年3月末比		2022年3月末比
製造業	1,373	1,373	—	△ 1,373
その他	288	—	288	—
国内計	1,662	1,373	288	△ 1,373
海外	—	—	—	—
合計	1,662	1,373	288	△ 1,373

特定海外債権引当勘定は2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2022年3月期	2023年3月期
その他	0	—
国内計	0	—
海外	—	—
合計	0	—

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに金融庁告示第十九号(以下「自己資本比率告示」という。)第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条(自己資本比率告示第二百五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号(自己資本比率告示第二百五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	2022年3月末		2023年3月末	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	569,123	79,796	999,720	65,004
10%	34,716	—	25,369	—
20%	113,656	2,065	75,527	—
40%	2,448	—	—	—
50%	84,028	—	73,755	—
70%	2,430	—	1,331	—
75%	—	88,891	—	107,539
100%	48,694	336,281	45,115	226,642
120%	1,000	—	—	—
1250%	—	73	—	16
上記以外	279	16,615	252	—

*自己資本比率告示及び「自己資本比率規制に関するQ&A」(2006年3月31日金融庁公表)に基づきまして、「ローン・パーティシペーション」のエクスポージャーに関するリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとしております。

上記の表中、40%、70%、120%の各項目はそれぞれ20%、50%、100%のリスク・ウェイトと20%のリスク・ウェイトを合算しております。

*「上記以外」には、ルックスルー方式により信用リスク・アセットを計測するファンド等が一部含まれております。

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

三 信用リスク削減手法に関する事項

イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

(単位:百万円)

2022年3月末	2023年3月末
259,409	409,853

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

- 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクスポージャーの額は2023年3月末は16,548百万円、2022年3月末は30,553百万円です。
上記は置き換え方式により算出しております。

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2022年3月末			2023年3月末		
	正の値のグロス再構築コストの額	グロスのアドオンの額	与信相当額	正の値のグロス再構築コストの額	グロスのアドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)	28,500	16,336	44,837	13,079	14,205	27,284
派生商品取引	28,500	16,336	44,837	13,079	14,205	27,284
外国為替関連取引	27,233	12,447	39,681	10,241	9,156	19,397
金利関連取引	1,267	3,889	5,156	2,838	5,049	7,887
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括精算ネットイング契約による与信相当額削減効果	△ 4,772	△ 6,695	△ 11,467	△ 9,596	△ 7,037	△ 16,634
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)			33,369			10,650
担保(適格金融資産担保)の額			11,528			1,304
現金及び自行預金			1,975			981
債券			9,553			322
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案後)			21,841			9,345

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

五 証券化エクスポージャーに関する事項

- 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

- 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

原資産の種類	エクスポージャーの額			
	2022年3月末		2023年3月末	
		うち、再証券化の額		うち、再証券化の額
貸付債権等	3,441	—	1,772	—
カード・クレジット債権	1,000	—	1,000	—
リース債権	212	—	6	—
合計	4,654	—	2,779	—

- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	2023年3月末		所要自己資本の額	
	残高	うち、再証券化の額		うち、再証券化の額
15%	6	—	0	—
20%	2,526	—	20	—
30%	246	—	2	—
合計	2,779	—	23	—

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	2022年3月末		所要自己資本の額	
	残高	うち、再証券化の額		うち、再証券化の額
16.25%	479	—	3	—
17.50%	86	—	0	—
20%	3,808	—	30	—
30%	279	—	3	—
合計	4,654	—	37	—

- (3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

- ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

- ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

- 六 マーケット・リスクに関する事項
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

- 七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
2022年3月末、2023年3月末とも該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

八 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、エクスポージャーの区分ごとの額

(以下余白)

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分	2022年3月末の額	2023年3月末の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	18,095	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	73	16

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
該当ありません。

九 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

		金利リスク							
		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		2022年3月末	2023年3月末	2022年3月末	2023年3月末				
1	上方パラレルシフト	8,672	4,123	3,186	5,385				
2	下方パラレルシフト	0	5,942	360	△2,150				
3	スティープ化	3,426	3						
4	フラット化	792	1,663						
5	短期金利上昇	3,296	2,639						
6	短期金利低下	629	2,220						
7	最大値	8,672	5,942	3,186	5,385				
		ホ		ヘ					
		2022年3月末		2023年3月末					
8	自己資本の額	89,022		90,317					

法定開示項目一覧

業務及び財産の状況に関する事項

銀行法施行規則第十九条の二

- 一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項
 - イ 経営の組織 …………… 26
 - ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
 - (1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称) …………… 表紙裏
 - (2) 各株主の持株数 …………… 表紙裏
 - (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 …………… 表紙裏
- ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名…………… 27
- 二 会計参与設置会社にあつては、
 - 会計参与の氏名又は名称 …………… 該当なし
- ホ 会計監査人の氏名又は名称 …………… 31
- ヘ 営業所の名称及び所在地 …………… 表紙裏
- ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名 …… 30
 - (2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称 …………… 30
- チ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該受託者の商号、名称又は氏名 …… 該当なし
 - (2) 当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称 …………… 該当なし
- 二 銀行の主要な業務の内容(信託業務の内容を含む。) …… 28
- 三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況 …………… 10～13
 - ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項((13)から(18)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限り。)
 - (1) 経常収益 …………… 10
 - (2) 経常利益又は経常損失 …………… 10
 - (3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失 …………… 10
 - (4) 資本金及び発行済株式の総数 …………… 10
 - (5) 純資産額 …………… 10
 - (6) 総資産額 …………… 10
 - (7) 預金残高 …………… 10
 - (8) 貸出金残高 …………… 10
 - (9) 有価証券残高 …………… 10
 - (10) 単体自己資本比率 …………… 10
 - (11) 配当性向 …………… 10
 - (12) 従業員数 …………… 10
 - (13) 信託報酬 …………… 10
 - (14) 信託勘定貸出金残高 …………… 10
 - (15) 信託勘定有価証券残高((17)に掲げる事項を除く。) …………… 10
 - (16) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証暗号資産をいう。)残高 …………… 該当なし
 - (17) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等(金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)残高 …… 該当なし

- (18) 信託財産額 …………… 10
- ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項
 - 別表第一
 - 【主要な業務の状況を示す指標】
 - (1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。) …………… 10,54,76
 - (2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 …………… 54
 - (3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや …………… 54,76
 - (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 …………… 55
 - (5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率 …… 76
 - (6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 …… 76
 - 【預金に関する指標】
 - (1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …………… 59
 - (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 …… 60
 - 【貸出金等に関する指標】
 - (1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …………… 61
 - (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 …………… 61
 - (3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び支払承諾見返額 …………… 62
 - (4) 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高 …………… 62
 - (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …………… 63
 - (6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …………… 63
 - (7) 特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高 …………… 該当なし
 - (8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 …………… 76
 - 【有価証券に関する指標】
 - (1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。) …………… 該当なし
 - (2) 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高 …………… 65
 - (3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の平均残高 …………… 67
 - (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 …………… 76

【信託業務に関する指標】

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表(注記事項を含む。) …………… 72
- (2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という。)の受託残高 …… 72
- (3) 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の種類別の受託残高 …………… 73
- (4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 …………… 73
- (5) 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運用残高 …………… 75
- (6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の残高 …………… 74
- (7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 …………… 74
- (8) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高 …………… 74
- (9) 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高 …………… 75
- (10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …………… 74
- (11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 75
- (12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。)の残高 …………… 73
- (13) 暗号資産の種類別の残高 …………… 該当なし
- 四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の体制 …………… 18～22
 - ロ 法令遵守の体制 …………… 16～17
 - ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …………… 24
- 二 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三 第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 …………… 27
- 五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書 …………… 32～53
 - ロ 銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
 - (1) から(4)までに掲げるものの合計額
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 64
 - (2) 危険債権 …………… 64
 - (3) 三月以上延滞債権 …………… 64
 - (4) 貸出条件緩和債権 …………… 64
 - (5) 正常債権 …………… 64
- ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再

- 信託された信託を含む。)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額 …………… 73
- 二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 …………… 13, 80～95
- ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(二に掲げる事項を除く。) …………… 海外拠点を有しないため対象外
- ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (1) 有価証券 …………… 68～69
 - (2) 金銭の信託 …………… 該当なし
 - (3) 第十三条の三 第一項第五号イからホまでに掲げる取引 …………… 70～71
 - (4) 暗号資産 …………… 該当なし
- ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 64
- チ 貸出金償却の額 …………… 64
- リ 法第二十条第一項の規定により作成した書面(同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 31
- ヌ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 …………… 該当なし
- ル 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 …………… 該当なし
- 六 報酬等に関する事項であつて、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …………… 78～79
- 七 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容 …………… 該当なし

資産の査定に関する事項

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条)

- (1) 正常債権 …………… 64
- (2) 要管理債権 …………… 64
- (3) 危険債権 …………… 64
- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 64

パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

(2014年2月18日 金融庁告示第七号) …………… 80～95

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2023年7月発行
野村信託銀行株式会社 総合企画部
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
TEL.03-5202-1600(大代表)

NOMURA

野村信託銀行株式会社 (The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

TEL. 03-5202-1600 (大代表)

<https://www.nomura-trust.co.jp/>